

2019年8月20日 第1回審議 資料6の補足修正

(仮称) 荘崎都市計画道路1・4・1号 双葉・莊崎・清里幹線
(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線

環境影響評価方法書の概要

令和元年 8 月

長野県

国土交通省 関東地方整備局

1. 事業の概要

【方法書 P.1－1～4－14】

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 第1章 | 都市計画対象道路事業の名称 |
| 第2章 | 都市計画決定権者及び事業予定者の名称 |
| 第3章 | 都市計画対象道路事業における
環境影響評価手続きの対象範囲 |
| 第4章 | 都市計画対象道路事業の
目的及び内容（事業特性） |

1. 事業の概要

第1章 都市計画対象道路事業の名称

第2章 都市計画決定権者及び事業予定者の名称

■都市計画対象事業の名称、都市計画決定権者及び事業予定者の名称

方法書 P.1-1、2-1

●都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 茅崎都市計画道路1・4・1号 双葉・茅崎・清里幹線

(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線

●都市計画決定権者及び事業予定者の名称

都市計画決定権者の名称：長野県

代表者の氏名：長野県知事 阿部 守一

住所：長野県長野市大字南長野字幅下692番地2号

都市計画決定権者の名称：山梨県

代表者の氏名：山梨県知事 長崎 幸太郎

住所：山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

事業予定者の名称：国土交通省関東地方整備局

代表者の氏名：国土交通省関東地方整備局長 石原 康弘

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

1. 事業の概要

第3章 都市計画対象道路事業における環境影響評価手続きの対象範囲

■都市計画対象道路事業の位置

方法書 P.3-1

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を経由して長野県小諸市に至る高速自動車国道です。

本事業は、中部横断自動車道のうち山梨県北杜市長坂町（(仮称)長坂JCT）と長野県南佐久郡佐久穂町（八千穂高原IC）間について整備を行うものです。

◆供用区間

- ・静岡・山梨県内は新清水JCT～富沢IC、下部温泉早川IC～双葉JCT区間を開通。
- ・長野県内は八千穂高原IC～佐久小諸JCT区間を開通。

◆事業中区間

- ・南側は、富沢IC～下部温泉早川IC区間は施工中。

◆基本計画区間（長坂～八千穂）

- ・長坂～八千穂区間は現在、基本計画区間である。



1. 事業の概要

第3章 都市計画対象道路事業における環境影響評価手続きの対象範囲

■都市計画対象道路事業の目的

方法書 P.4-1

- 当該道路事業は、中部横断自動車道のうち山梨県北杜市長坂町（（仮称）長坂JCT）と長野県南佐久郡佐久穂町（八千穂高原IC）間を結ぶ延長約40kmの高速自動車国道。
- 当該地域では、代替路が無いため、地域を結ぶ幹線道路の大雪や積雪による通行止めが発生し地域孤立の懸念があり、また災害で中央自動車道が通行止めとなつた場合には東京圏からの広域支援が分断される可能性がある。
- 国道141号は死傷事故率が平均以上である区間が点在し、走行性にも劣ることから救急搬送時にも課題がある。
- 一方で、観光業や農作物の速達性向上のためにも道路ネットワークのアクセス向上が求められている。
- 以上の課題と当該道路に求められる機能から、政策目標は以下に示すとおり。

- 高速道路までの移動時間短縮
- 主要な観光地等の連携向上
- 災害時の代替路確保
- 企業誘致・雇用の促進
- 環境・景観の保全

- 救急医療施設への移動時間短縮
- 地域の生活交通の円滑化
- 現道の走行性・安全性の向上
- 公共交通の利便性の向上

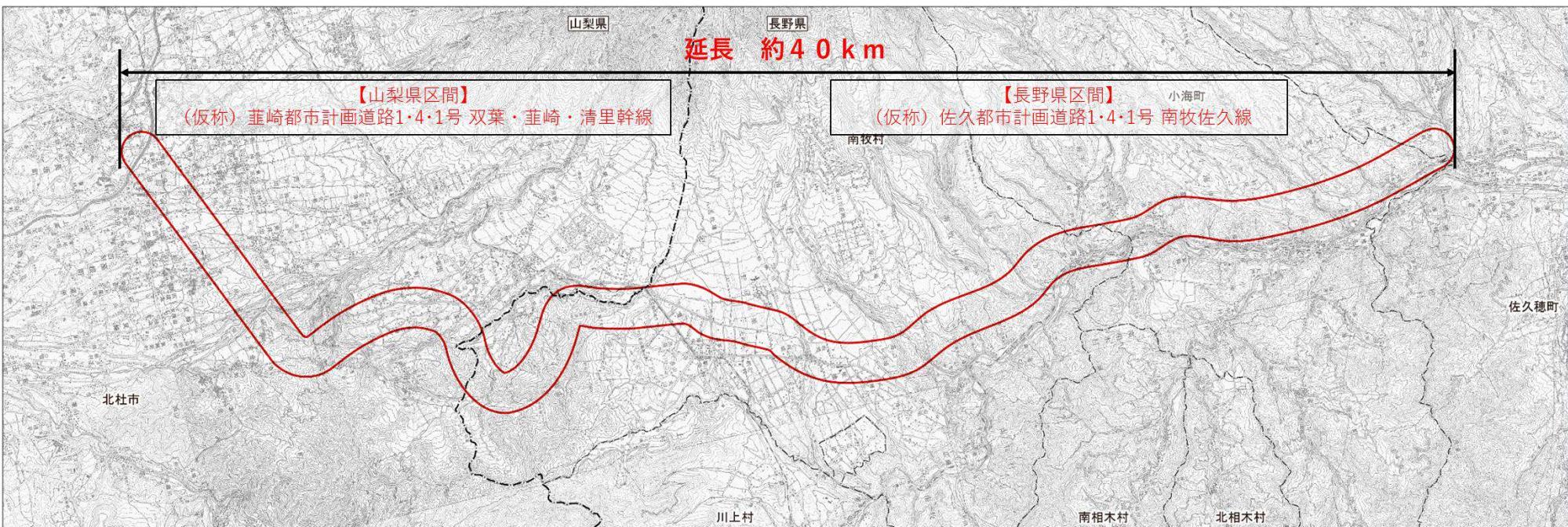
1. 事業の概要

第3章 都市計画対象道路事業における環境影響評価手続きの対象範囲

■都市計画対象道路事業実施区域の位置

方法書 P.4-2~3

- 起点：山梨県北杜市長坂町 終点：長野県南佐久郡佐久穂町
- 「都市計画対象道路事業」により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増築が有る範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」とし、その位置は下図のとおり。



1. 事業の概要

第4章 都市計画対象道路事業の目的及び内容 (事業特性)

■都市計画対象道路事業の内容

方法書 P.4-2、4

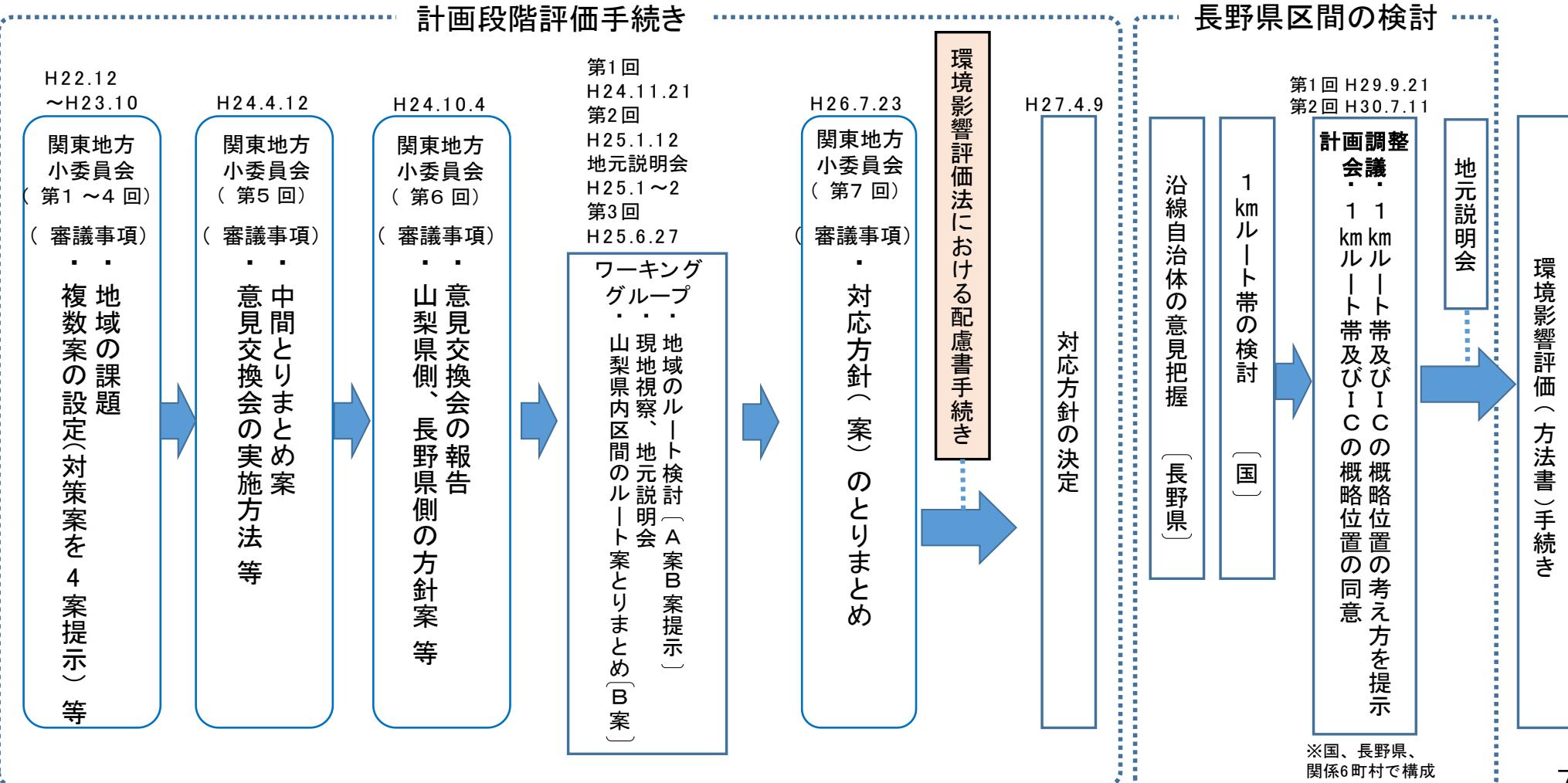
項目	内容
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道の新設
延長	約40km
車線数	4車線
設計速度	80km/時
道路区分	第1種第3級
道路構造の概要	地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（橋梁構造）、地下式（トンネル構造）、掘割式（掘割構造）
休憩所の設置の計画	なし

1. 事業の概要

第4章 都市計画対象道路事業の目的及び内容 (事業特性)

■都市計画対象道路事業の経緯

方法書 P.4-5



1. 事業の概要

第4章 都市計画対象道路事業の目的及び内容 (事業特性)

■対応方針の決定

方法書 P.4-13~14

【ルート帯案の考え方】

- ・土地利用(住宅地・集落、別荘地、農地)への配慮
- ・自然環境(貴重な動植物の生息地、湧水群)や景観に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・コスト縮減に配慮

【IC概略位置(山梨県側)の考え方】

- ・住宅地・集落や公共施設へのアクセス性に配慮
- ・観光地(清里地域等)へのアクセス性に配慮
- ・主要な道路への連結に配慮
- ・連結位置の間隔に配慮



2. 地域の概況

【方法書 P.5-1～5-195】

第5章 都市計画対象道路事業実施区域及び
その周囲の概況（地域特性）

2. 地域の概況

第5章 都市計画対象道路事業実施区域及び その周囲の概況（地域特性）

■地域特性（自然的状況）

方法書 P.5-1~97

自然的 状況	大気環境	<ul style="list-style-type: none">○最も近い大気常監局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が2地点中2地点で環境基準を達成しています。○道路交通騒音は、合計13地点の測定地点があり、うち12地点で環境基準を達成しています。
	水環境	<ul style="list-style-type: none">○水質は、河川では、BOD、SS、DOは4地点全てにおいて、pHは5地点中1地点において環境基準を達成しています。大腸菌群数はすべての調査地点において環境基準を超過しています。○湖沼では、DO、全窒素、全燐は3地点中3地点において、環境基準を達成しています。○調査地区全域に湧水が存在します。
	地形、地質	<ul style="list-style-type: none">○重要な地形及び地質として5地点が分布しています。
	動植物、 生態系	<ul style="list-style-type: none">○重要な動植物種が山梨県・長野県それぞれで多数確認されています。○重要な植物群落等として、山梨県6箇所・長野県6箇所が分布しています。○生態系は、亜高山・高山-自然林自然植生から市街地の7区分の生態系に区分されます。
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、 文化財	<ul style="list-style-type: none">○景観は、主要な眺望点が山梨県26箇所・長野県19箇所、景観資源が山梨県41箇所・長野県21箇所存在します。○人と自然との触れ合いの活動の場として、山梨県50箇所・長野県20箇所存在します。○指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）として、山梨県では計49箇所、長野県では計31箇所存在します。

2. 地域の概況

第5章 都市計画対象道路事業実施区域及び その周囲の概況（地域特性）

■地域特性（社会的状況）

方法書 P.5-1~195

社会的 状況	土地利用	○土地利用としては農業地域が広く分布し、松原湖周辺及び八ヶ岳牧場を含む八ヶ岳から広がる一帯が自然公園地域に指定されています。
	河川等利用	○地下水が一般飲用及び生活用水の一部として利用されています。
	交通	○一般国道141号がJR小海線とほぼ並行して、南～北方向に走っており山梨県と長野県を結んでいます。
	学校、 住居等	○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である学校教育施設及び図書館が山梨県で19箇所・長野県で16箇所存在します。 ○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である病院及び診療所が山梨県で10箇所・長野県で11箇所、社会福祉施設等が山梨県で64箇所・長野県で53箇所存在します。
	法令等	○「自然公園法」により指定された国立公園として秩父多摩甲斐国立公園、国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園が存在します。 ○「山梨県自然環境保全条例」により指定された自然環境保全地区として、紅葉橋、八ヶ岳川俣及び谷戸城が存在します。 ○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が存在します。 ○「景観法」に基づき、北杜市が景観行政団体として景観計画を策定しており、景観形成地域が指定されています。 その他主な法令として、騒音、振動及び水質汚濁に関する基準の規制区域等が存在します。

※甲武信エコパークについては、令和元年6月19日に国連教育科学文化機関（ユネスコ）登録決定しており、地域特性に追加する予定です。

3. 配慮書の概要及び意見

【方法書 P.6-1～7-3】

第6章

計画段階環境配慮書に関する内容

第7章

計画段階環境配慮書についての国土交通
大臣意見と都市計画決定権者の見解

3. 配慮書の概要及び意見

第6章 計画段階環境配慮書
に関する内容

■計画段階環境配慮書の手続き

方法書 P.6-1~6

環境影響評価法の改正(H23改正、H25施行)により、配慮書手続きを、経過措置の適用事業として実施。(H26.12 公表・送付)

●計画段階環境配慮書(配慮書)とは

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第一種事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書

(出典:環境省環境影響評価パンフレット)

●配慮書とみなす書類(検討書)の公表

経過措置において、法施行(H25.4.1)の際に、主務大臣が環境大臣に協議して指定した書類があるときは、その書類を“配慮書とみなす”と規定

当該事業は、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスのガイドライン第4章の4により作成された複数の比較案の比較評価をとりまとめた書類(検討書)を、配慮書とみなす書類とした。

中部横断自動車道（長坂～八千穂）
の環境影響に関する検討書

平成26年12月
国土交通省 関東地方整備局

3. 配慮書の概要及び意見

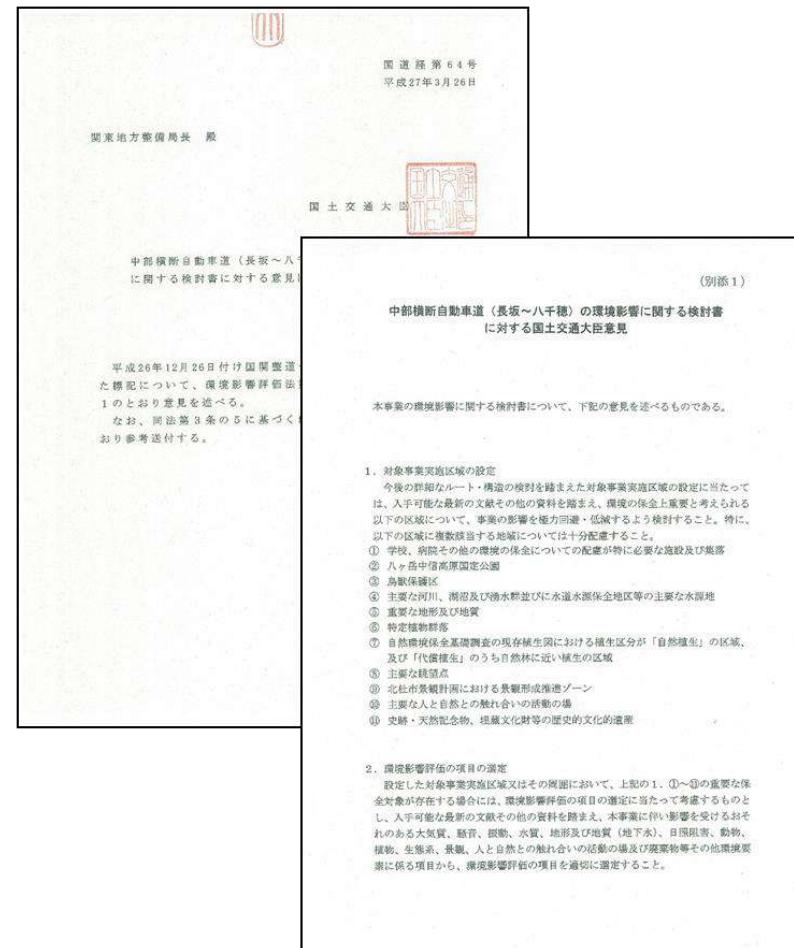
第6章 計画段階環境配慮書に関する内容

■配慮書についての国土交通大臣意見

方法書 P.7-1~3

国土交通大臣から平成27年3月26日に意見が出されました。

環境要素	件数
総論	2件
水環境	1件
動植物及び生態系	1件
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	1件
廃棄物	1件
合計	6件



3. 配慮書の概要及び意見

第6章 計画段階環境配慮書に関する内容

■配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（要約）

方法書 P.7-1～3

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>1. 対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、環境の保全上重要と考えられる以下の区域について、事業の影響を極力回避・低減するよう検討すること。特に、以下の区域に複数該当する地域については十分配慮すること。</p> <p>① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び集落 ② ハケ岳中信高原国定公園 ③ 鳥獣保護区 ④ 主要な河川、湖沼及び湧水群、並びに所沢水道水源保全地区等の主要な水源地 ⑤ 重要な地形及び地質 ⑥ 特定植物群落 ⑦ 自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域、及び「代償植生」のうち自然林に近い植生の区域 ⑧ 主要な眺望点 ⑨ 北杜市景観計画における景観形成推進ゾーン ⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ⑪ 史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の歴史的文化的遺産</p>	<p>対応方針の決定後、長野県区間については、P4-12に示すとおり、国土交通省、長野県、南佐久郡6町村で構成する「中部横断自動車道(長坂～八千穂)長野県区間に係る計画調整会議」(第1回：平成29年9月、第2回：平成30年7月)において検討した結果、図4-3-4に示すとおり1kmルート帯を決定しました。事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減しました。 今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、事業実施区域の設定にあたっても同様に、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮します。</p>

3. 配慮書の概要及び意見

第6章 計画段階環境配慮書
に関する内容

■配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（要約）

方法書 P.7-1～3

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>2. 環境影響評価の項目の選定</p> <p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の1. ①～⑪の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質(地下水)、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、低周波音、振動、水質、水象、地形及び地質、日照阻害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等を選定しました。(第7章参照)</p>

3. 配慮書の概要及び意見

第6章 計画段階環境配慮書に関する内容

■配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（要約）

方法書 P.7-1～3

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
動植物及び生態系	<p>3. 各論 今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。</p> <p>(1) 動植物及び生態系 重要な動植物や生態系への影響を可能な限り回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に関してこれらについて十分配慮するとともに、専門家等からの助言聴取を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>① 希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。また、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」や「サシバの保護の進め方」等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。</p> <p>② 河川、湖沼及び湧水群等に生息・生育する重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息・生育地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定するよう努めること。</p> <p>③ 重要な動物及びその生息地への影響を回避・低減するため、重要な動物の生息地が分断されないよう橋梁等の構造を選定するよう努めること。 また、詳細なルート・構造を踏まえて重要な動物の生息地が分断されるおそれがある場合は、当該区間において、これらへの影響の程度を考慮して、交差道路や水路等の機能回復のボックスカルバート、パイプカルバート等を設置する場合には重要な動物の選好性等を踏まえるとともに、動物専用の横断施設を設置する等、重要な動物の移動経路を確保するよう努めること。</p>	<p>方法書以降の調査、予測及び評価にあたっては、以下に示す内容に留意して実施します。</p> <p>(1) 動植物及び生態系 ① 希少猛禽類の繁殖に重要な地域への影響を出来る限り回避・低減できるよう既存文献による生息情報をもとに、「猛禽類保護の進め方」や「サシバ保護の進め方」などを踏まえ現地調査を行い、営巣中心域や高利用域などへの影響を予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討します。 ② 河川、湖沼及び湧水群等に生息・生育する重要な水生生物への影響を出来る限り回避・低減できるよう、既存文献による生息情報をもとにした現地調査を実施し、詳細なルート・構造の検討にあたっては、生息・生育地の改変や水の濁りが出来る限り抑制できるよう検討します。また、必要に応じて環境保全措置を検討します。 ③ 重要な動物及びその生息地への影響を出来る限り回避・低減できるよう、既存文献による生息情報をもとに、現地調査を行い、詳細なルート・構造を検討します。ルート・構造の検討において、重要な動物の生息地が分断される恐れがある場合は、影響の程度を考慮し、必要に応じて動物の移動経路の確保などの環境保全措置を検討します。</p>

3. 配慮書の概要及び意見

第6章 計画段階環境配慮書 に関する内容

■配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（要約）

方法書 P.7-1～3

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
景観	<p>(2) 景観</p> <p>ハケ岳山系等の優れた眺望景観への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、可能な限り定量的に眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を実施すること。また、それらの結果を踏まえ、重大な環境影響が生じる地点を可能な限り回避するとともに、眺望景観に配慮した構造等を選定するよう努めること。特に、ハケ岳中信高原国定公園からの眺望景観に十分配慮すること。</p>	<p>(2) 景観</p> <p>今後の詳細なルート・構造を検討するにあたっては、ハケ岳中信高原国定公園をはじめとするハケ岳山系等の優れた眺望景観への影響を出来る限り低減させるため、既存文献等による主要な景観資源等に留意しながら、眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
水環境	<p>(3) 水環境</p> <p>トンネル構造の区間を設ける場合には、地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水等による周辺地域における水源等の減水や枯渇等への影響を回避・低減するため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じて理論モデルによる計算あるいは数値シミュレーションなどの手法により定量的な予測を実施すること。</p>	<p>(3) 水環境</p> <p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたり、トンネル構造の区間を設ける場合には、水源等に対する地下水環境への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続において、地下水の影響を適切に把握するための調査を実施し、その結果を踏まえて、できる限り定量的な予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>

3. 配慮書の概要及び意見

第6章 計画段階環境配慮書 に関する内容

■配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（要約）

方法書 P.7-1～3

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
廃棄物等	<p>(4)廃棄物等</p> <p>詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による周辺環境の影響を回避・低減に努めること。</p> <p>また、発生土の仮置き場を設置する場合には、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、自然植生、動植物の重要な生息・生育地並びに土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域や、レクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見える場所を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。</p>	<p>(4)廃棄物等</p> <p>詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による周辺環境の影響を回避・低減に努めます。</p> <p>また、発生土の仮置き場を設置する場合には、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、自然植生、動植物の重要な生息・生育地並びに土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域や、レクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見える場所を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めます。</p>

4. 項目の選定

【方法書・要約書 P.8－2～3】

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価
の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4. 項目の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

■環境影響評価の項目

方法書 P. 8 – 2 ~ 3

			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用					
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	又は既存の工作物の除去	切土工等	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	の道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在	自動車の走行
大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○										●
		浮遊粒子状物質	○	○										●
		粉じん等	●	●										
	騒音	騒音	●	●										●
		低周波音												○
	振動	振動	●	●										●
水環境	水質	水の濁り			○	○	○			○				
		水の汚れ								○				
	水象	河川及び湖沼			○			○		○		○		
		地下水			○			○		○		○		
環境その他の 土壤に係る	地形及び地質	重要な地形及び地質				●					●			
	その他の 環境要素	日照阻害									●			
		電波障害									○			

注) ● : 「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の参考項目として選定する項目

○ : 省令の参考項目であるが選定しない項目

○ : 参考項目以外の項目であるが事業特性又は地域特性及び「山梨県環境影響評価等技術指針」、「長野県環境影響評価技術指針」を勘案し追加して選定する項目

4. 項目の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

■環境影響評価の項目

方法書 P. 8 – 2 ~ 3

		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
		建設機械の稼働	い資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	の道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在
動 物	重要な種及び注目すべき生息地	○			●	○		●		○	
植 物	重要な種及び群落				●	○		●		○	
生 態 系	地域を特徴づける生態系				●	○		●		○	
景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							●			
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							●			
文 化 財	文化財				○				○		
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●							

注) ● : 「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の参考項目として選定する項目

○ : 省令の参考項目であるが選定しない項目

○ : 参考項目以外の項目であるが事業特性又は地域特性及び「山梨県環境影響評価等技術指針」、「長野県環境影響評価技術指針」を勘案し追加して選定する項目

5. 手法の選定

【方法書・要約書 P.8 – 4 ~ 34】

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価
の項目並びに調査、予測及び評価の手法

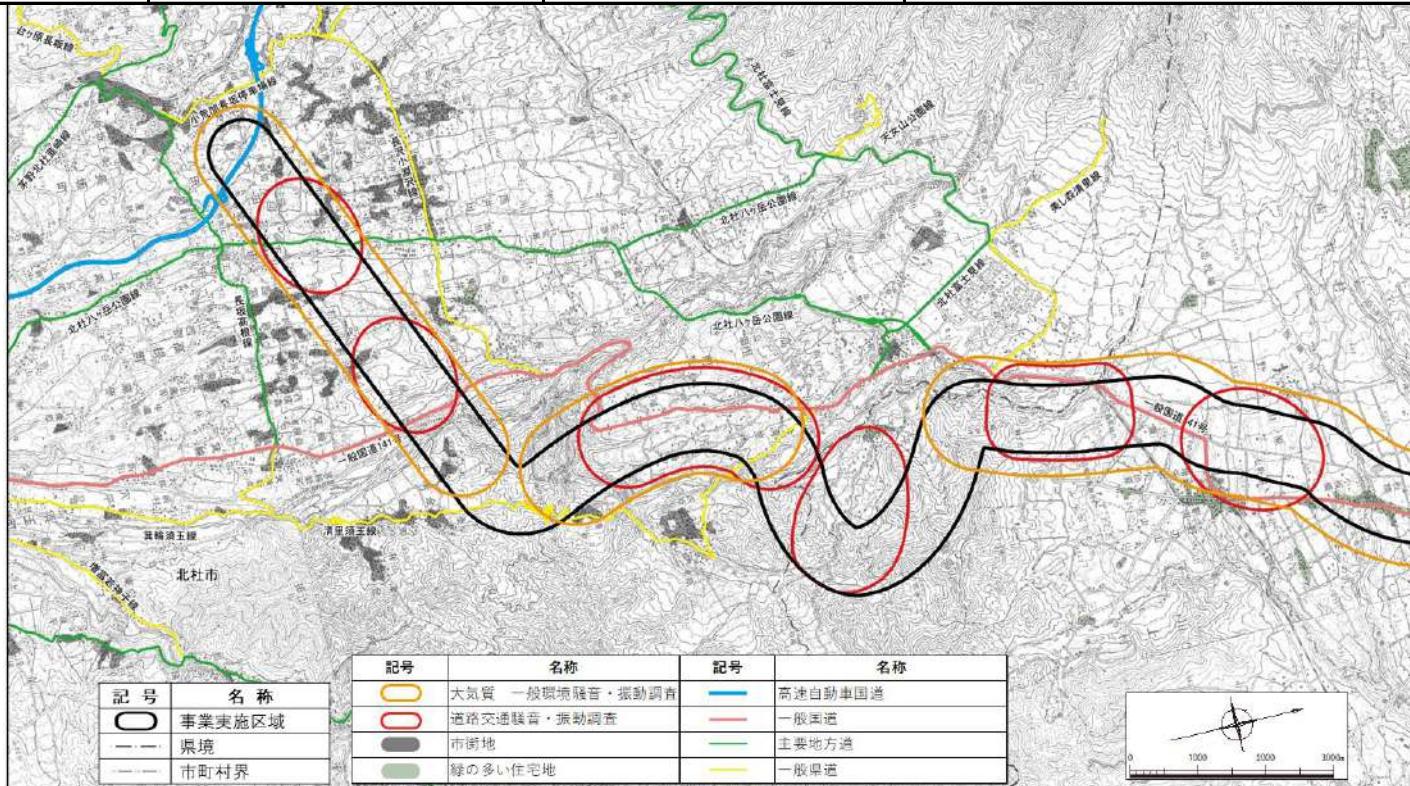
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 調査・予測及び評価の手法【大気】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8 – 5～7

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気	二酸化炭素 浮遊粒子状物質	二酸化窒素の濃度の状況、浮遊粒子状物質の濃度の状況、気象（風向及び風速）の状況	プルーム式及びパフ式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 環境基準、「道路環境影響評価の技術手法」（以下、「技術手法」という）に示される参考値との整合が図られているか否かについて評価
	粉じん等	気象（風向及び風速）の状況	事例の引用又は解析により得られた経験式による計算	



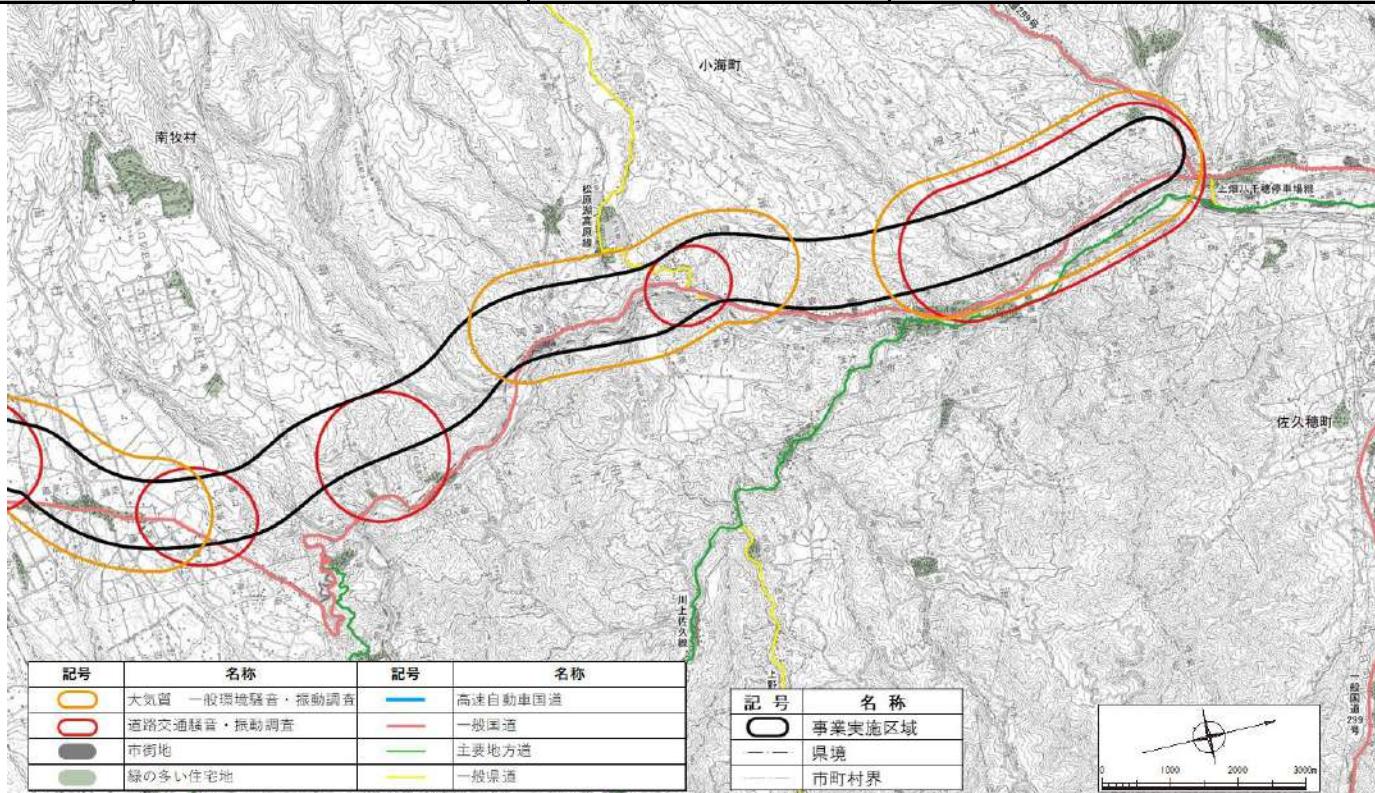
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 調査・予測及び評価の手法【大気】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8 – 5～7

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気	二酸化炭素 浮遊粒子状物質	二酸化窒素の濃度の状況、浮遊粒子状物質の濃度の状況、気象（風向及び風速）の状況	プルーム式及びパフ式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 環境基準、「道路環境影響評価の技術手法」（以下、「技術手法」という）に示される参考値との整合が図られているか否かについて評価
	粉じん等	気象（風向及び風速）の状況	事例の引用又は解析により得られた経験式による計算	



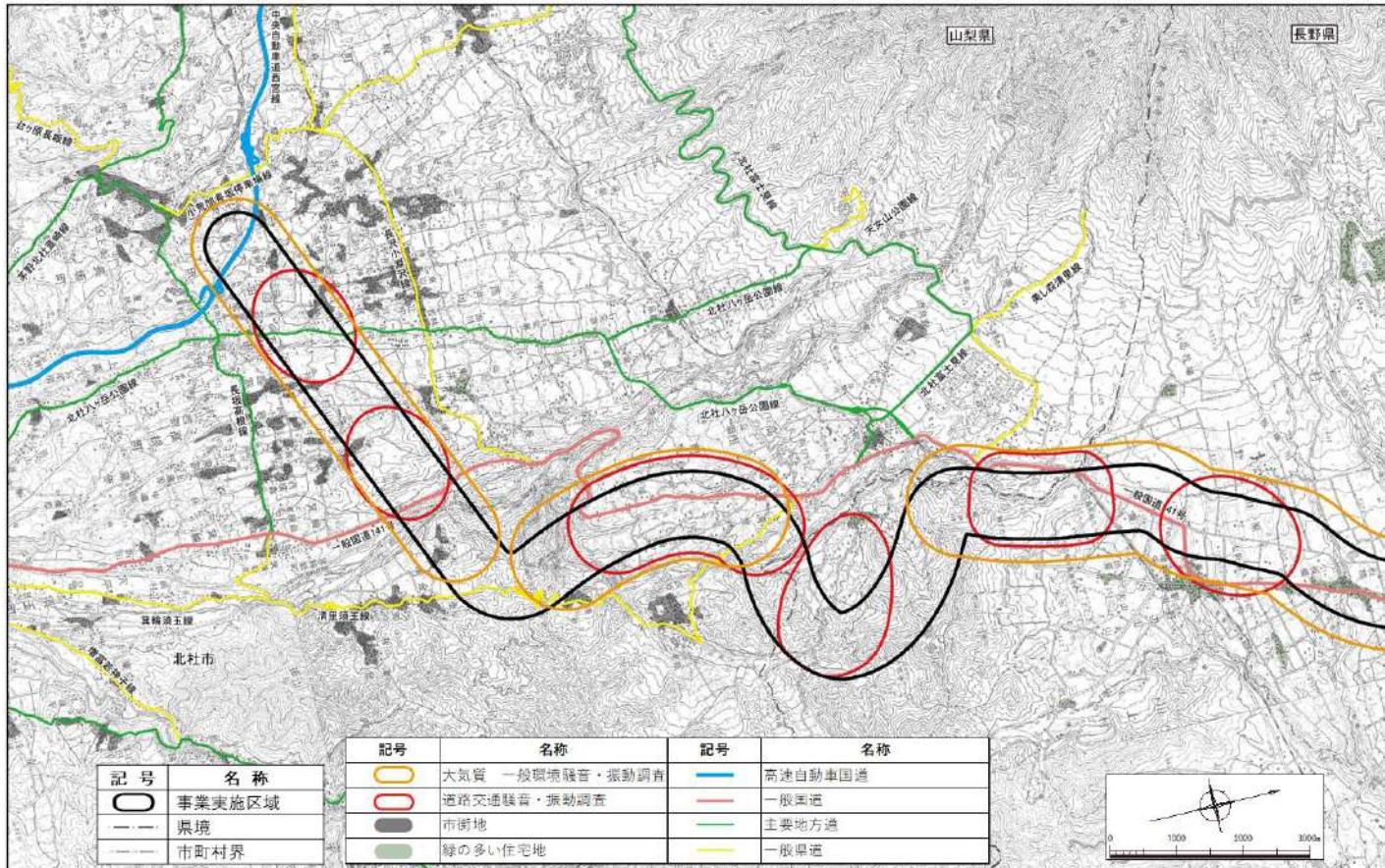
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(2) 調査・予測及び評価の手法【騒音】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8－8～10

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
騒音	騒音	騒音の状況、地表面の状況、沿道の状況	音の伝搬理論に基づく予測式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 環境基準、特定建設作業の規制基準との整合が図られているか否かについて評価



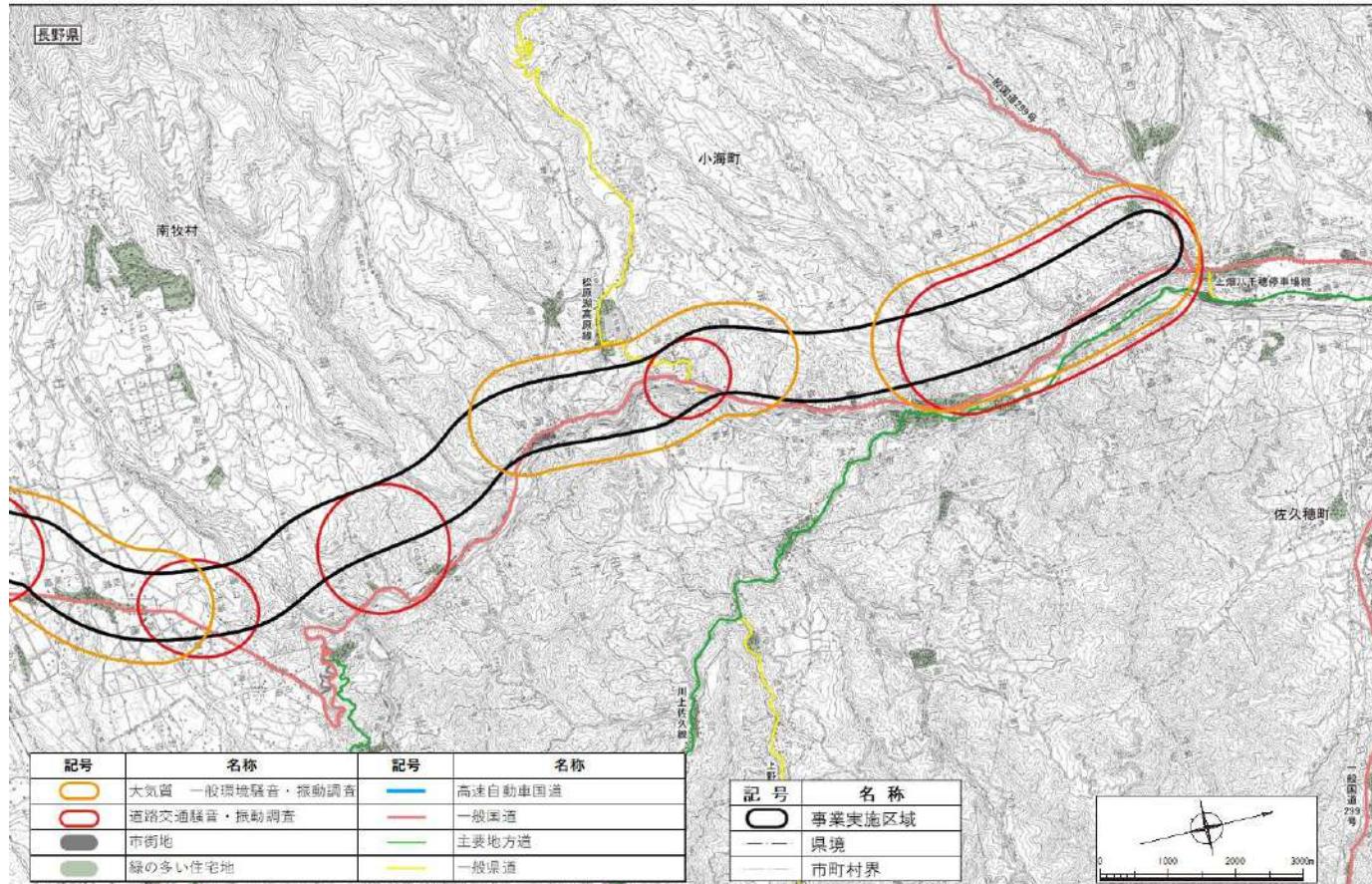
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(2) 調査・予測及び評価の手法【騒音】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-8~10

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
騒音	騒音	騒音の状況、地表面の状況、沿道の状況	音の伝搬理論に基づく予測式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 環境基準、特定建設作業の規制基準との整合が図られているか否かについて評価



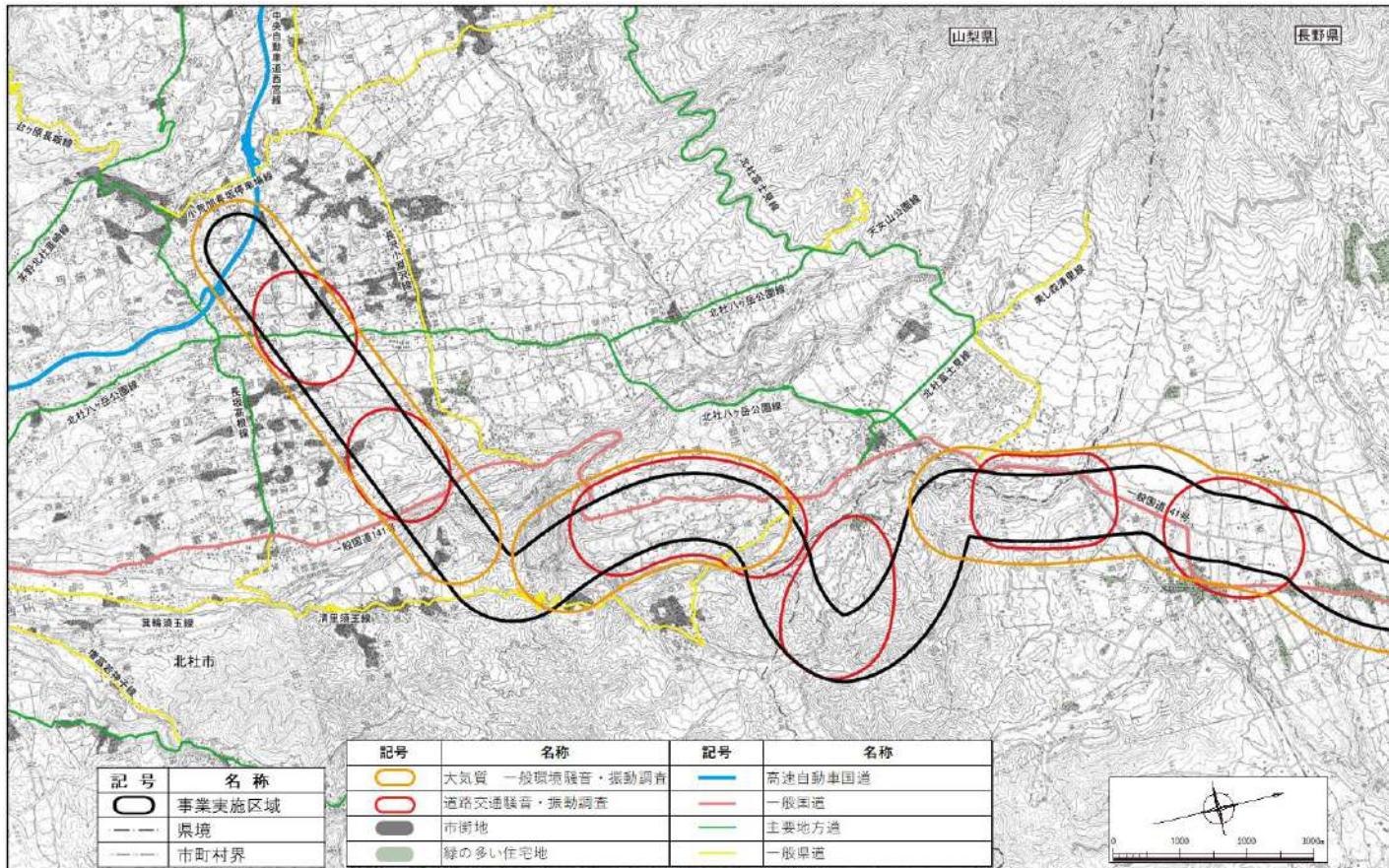
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(3) 調査・予測及び評価の手法【振動】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8-12~13

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
振動	振動	振動の状況、地盤の状況	事例の引用又は解析により得られた式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制基準、道路交通振動の要請限度との整合が図られているか否かについて評価



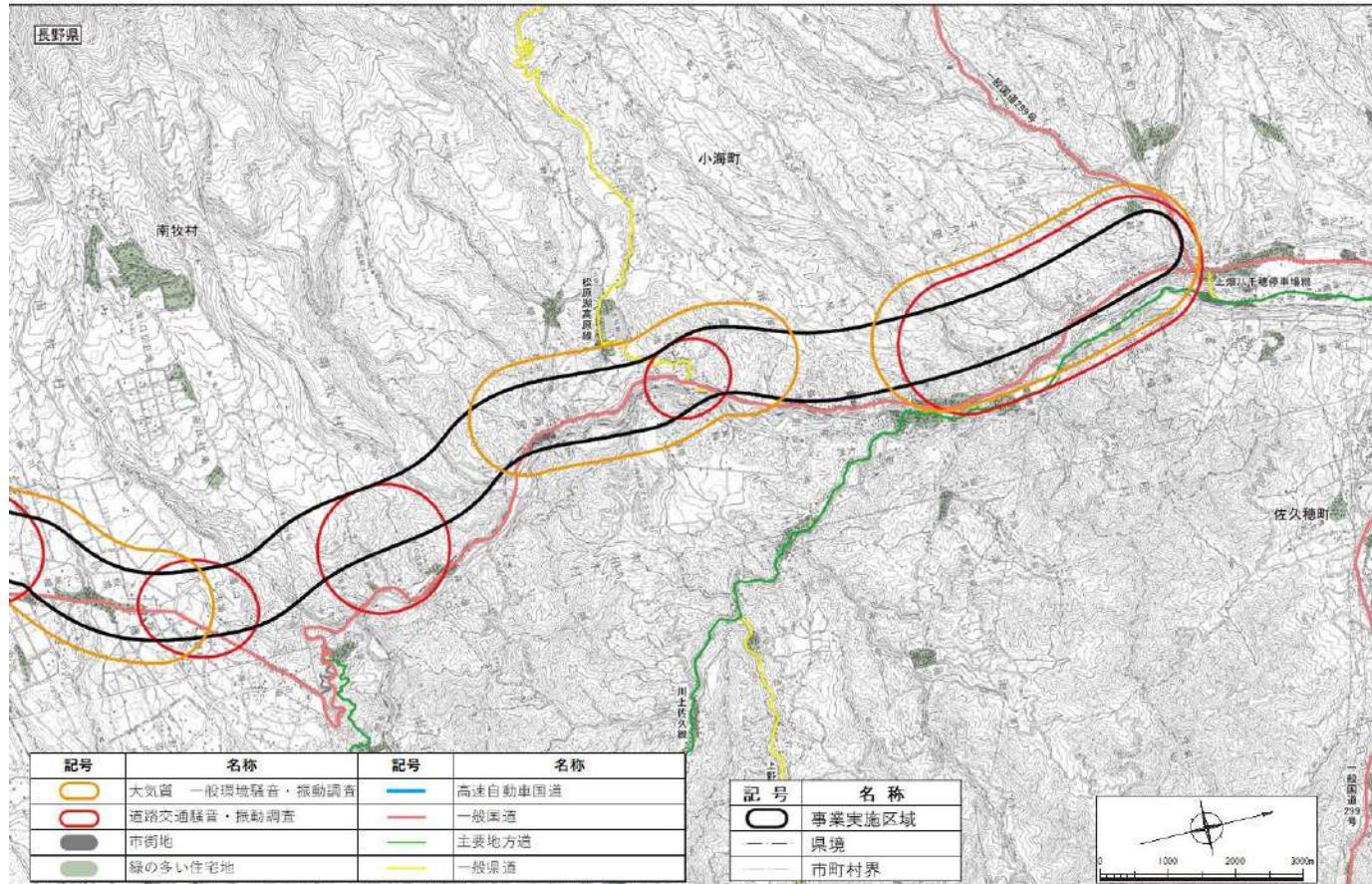
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(3) 調査・予測及び評価の手法【振動】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-12~13

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
振動	振動	振動の状況、地盤の状況	事例の引用又は解析により得られた式による計算 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制基準、道路交通振動の要請限度との整合が図られているか否かについて評価



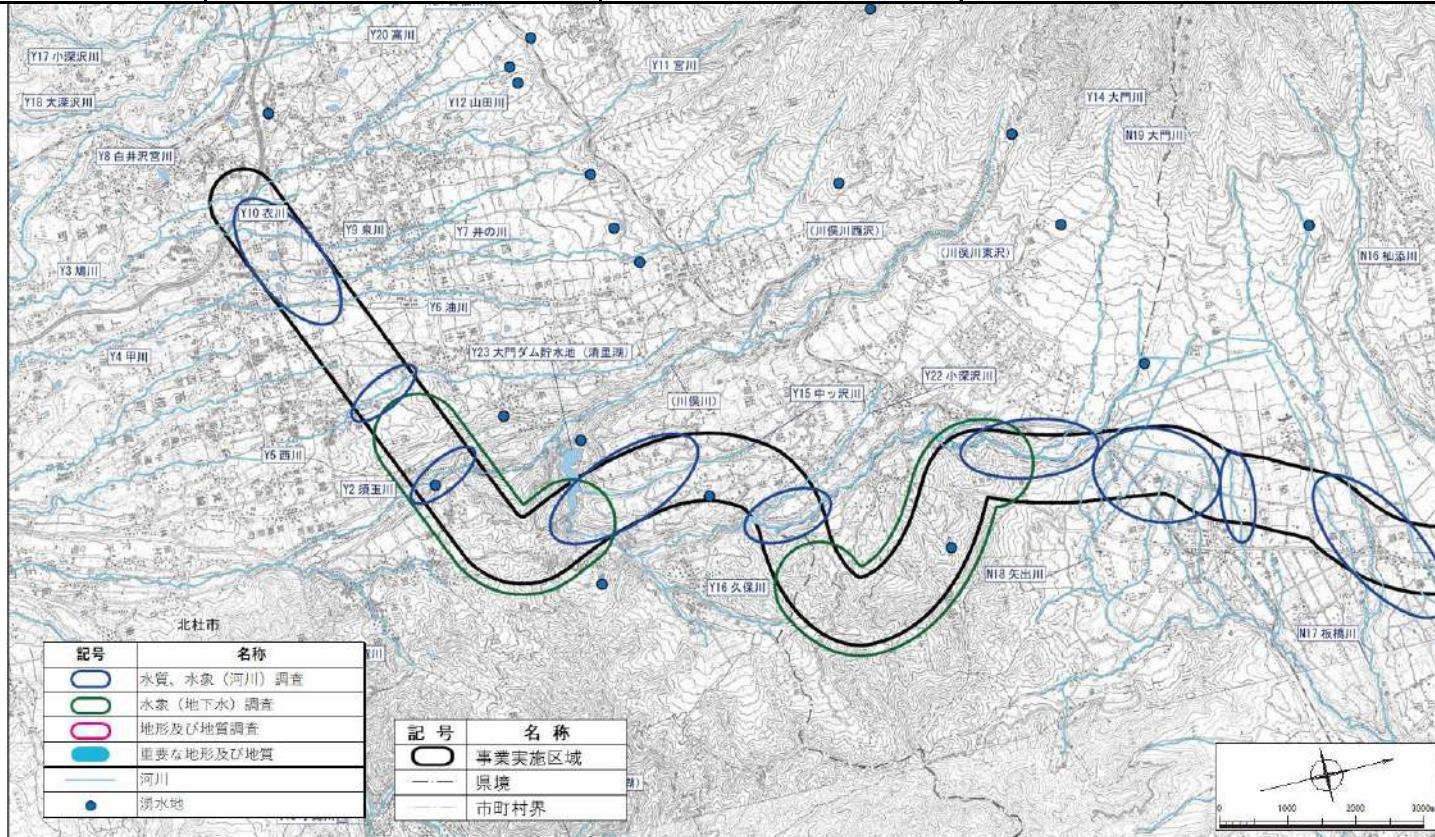
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(4) 調査・予測及び評価の手法【水質】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8－14～15

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
水質	水の濁り	水質（浮遊物質量）の状況、水象（流量）の状況、水底の土砂の状況	事例の引用又は解析による予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 環境基準との整合が図られているか否かについて評価
	水の汚れ	水質（水素イオン濃度）の状況、水象（流量）の状況	事例の引用又は解析による予測	



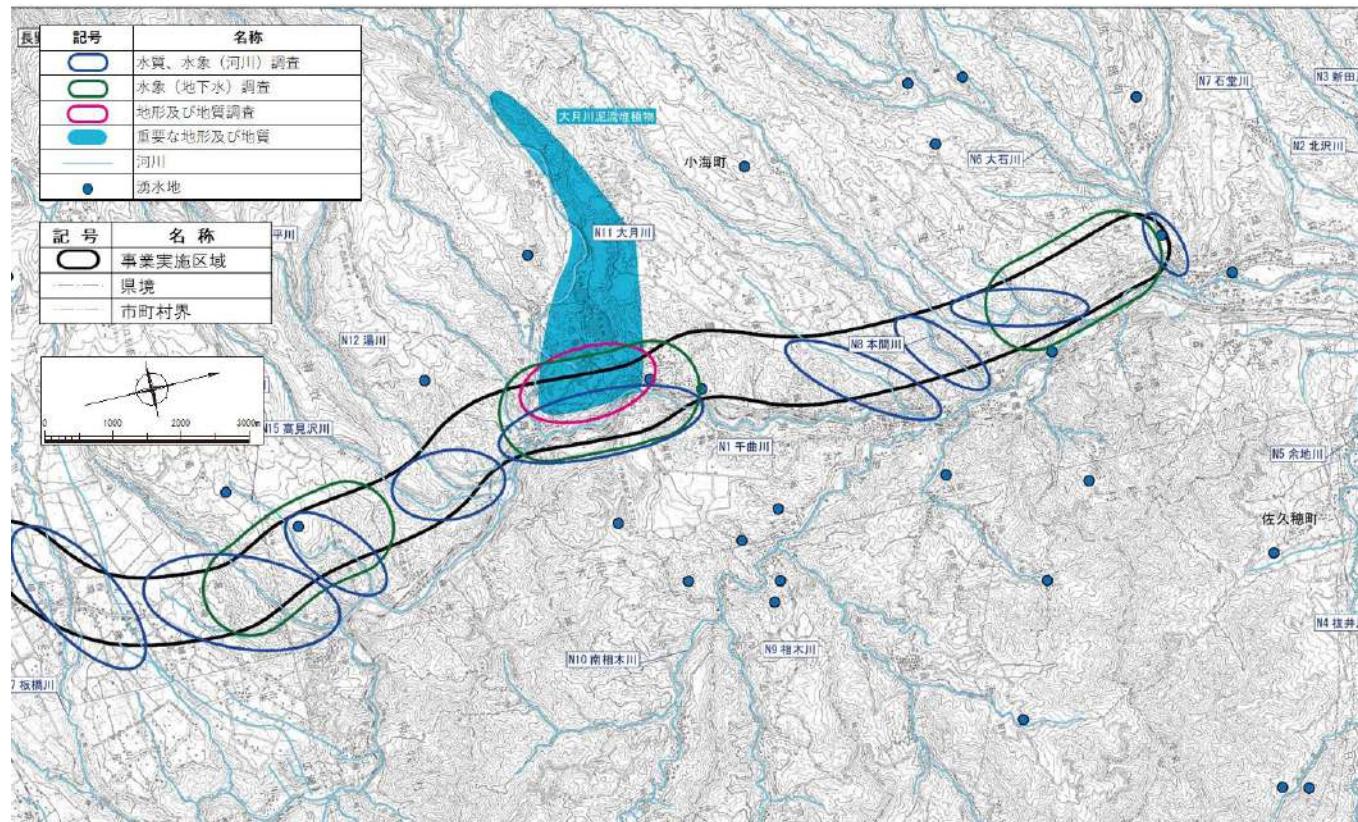
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(4) 調査・予測及び評価の手法【水質】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8－14～15

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
水質	水の濁り	水質（浮遊物質量）の状況、水象（流量）の状況、水底の土砂の状況	事例の引用又は解析による予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 環境基準との整合が図られているか否かについて評価
	水の汚れ	水質（水素イオン濃度）の状況、水象（流量）の状況	事例の引用又は解析による予測	



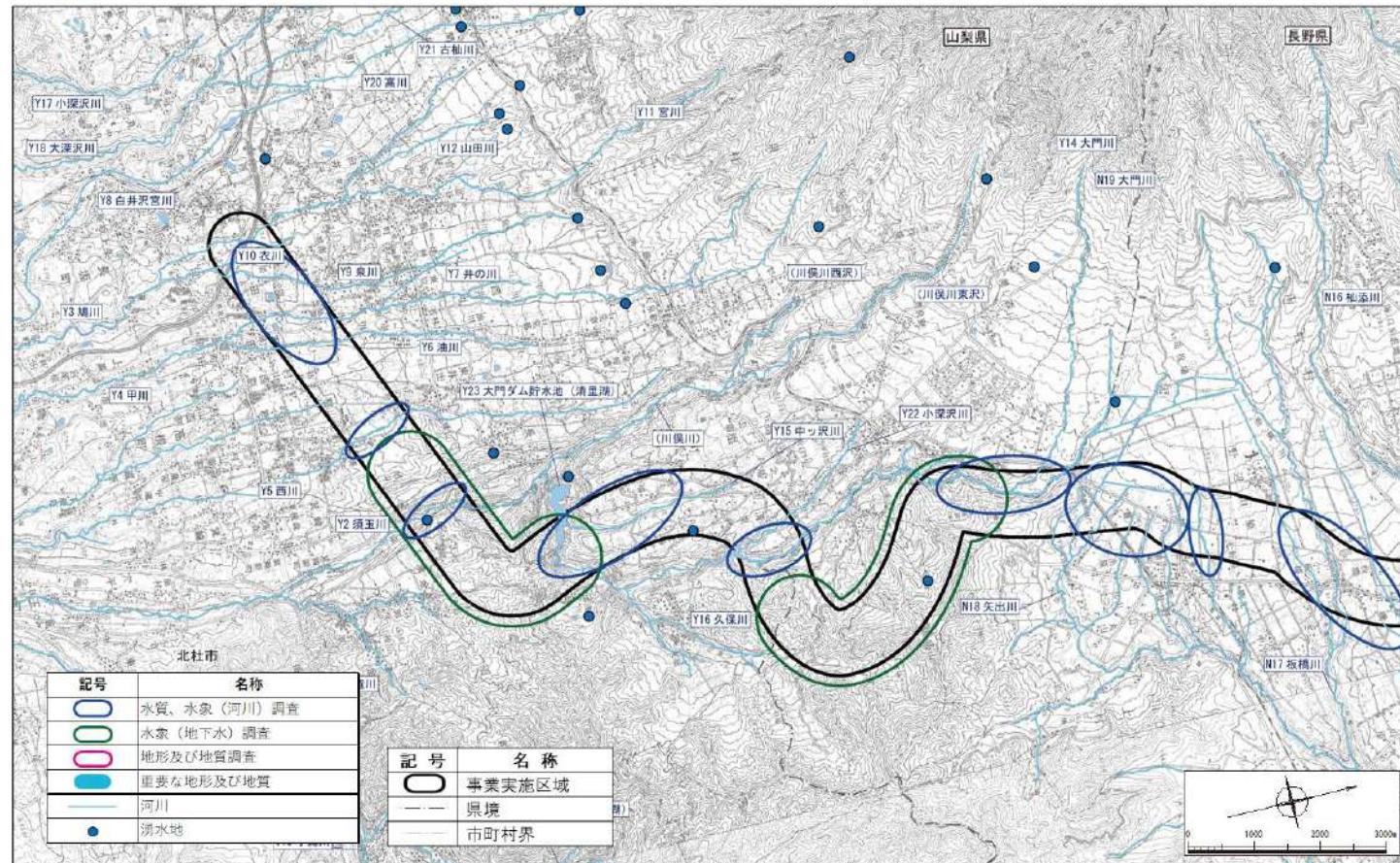
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(5) 調査・予測及び評価の手法【水象（河川）】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8-16

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水象 (河川)	水象 (河川)	流量・流況、浸食・堆砂の状況、水道水源の状況	事例の引用又は解析による予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



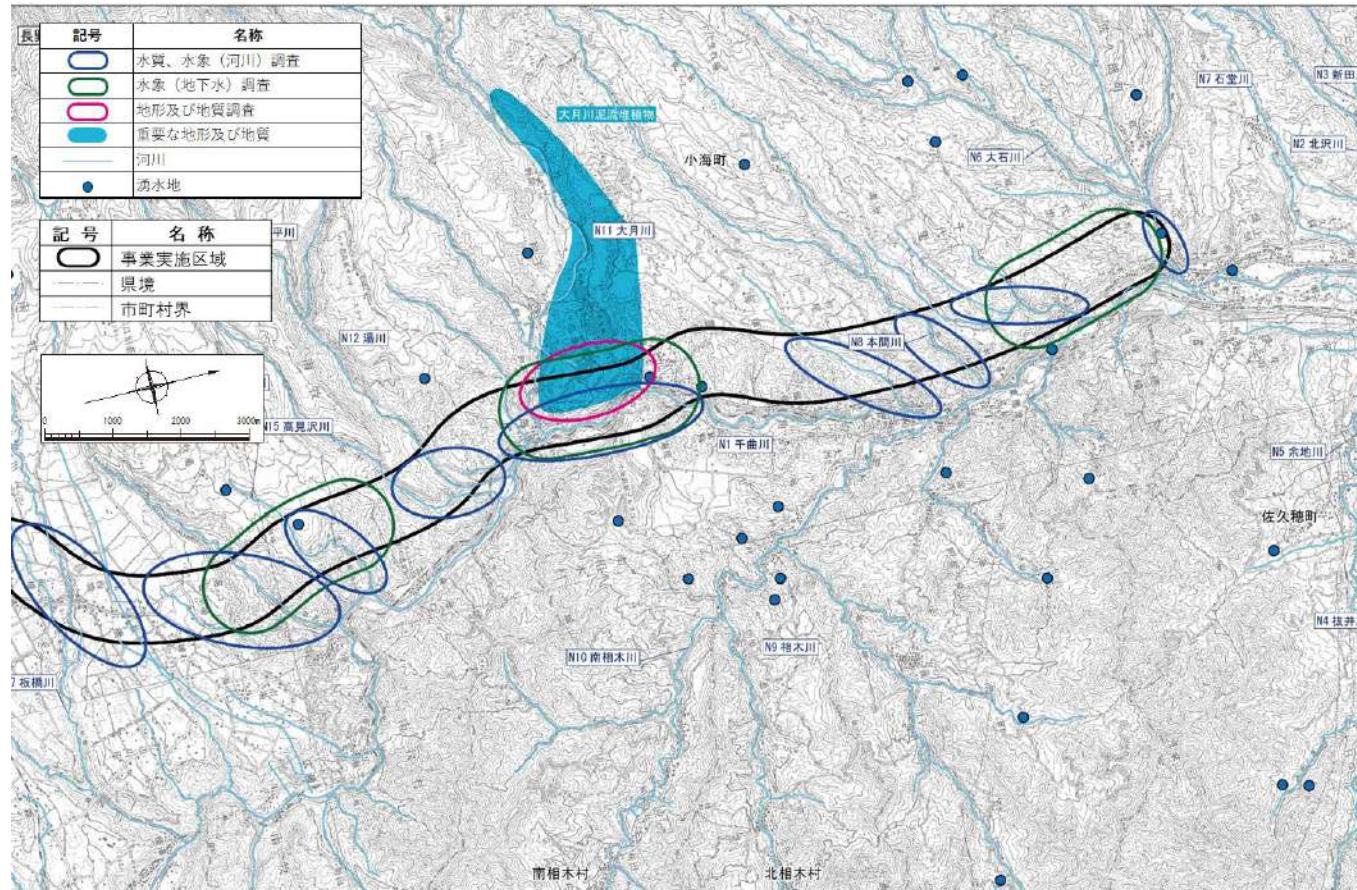
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(5) 調査・予測及び評価の手法【水象（河川）】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-16

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
水象 (河川)	水象 (河川)	流量・流況、浸食・堆砂の状況、水道水源の状況	事例の引用又は解析による予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



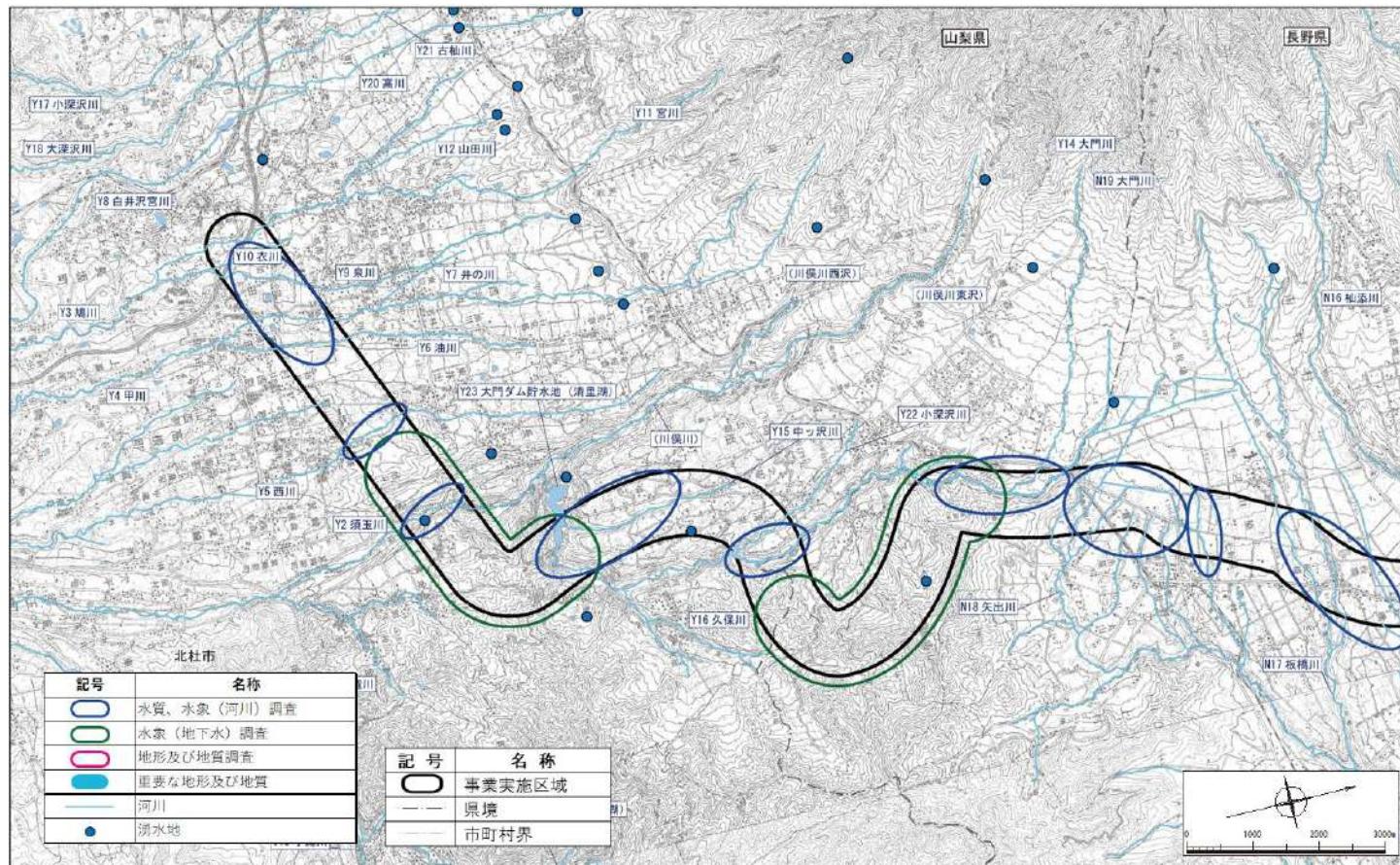
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(6) 調査・予測及び評価の手法【水象（地下水）】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8 – 17

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水象 (地下水)	水象 (地下水)	地下水の状況、帶水層の地質・水理の状況、湧水の状況、温泉の状況	理論モデルによる計算又は数値シミュレーション等	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



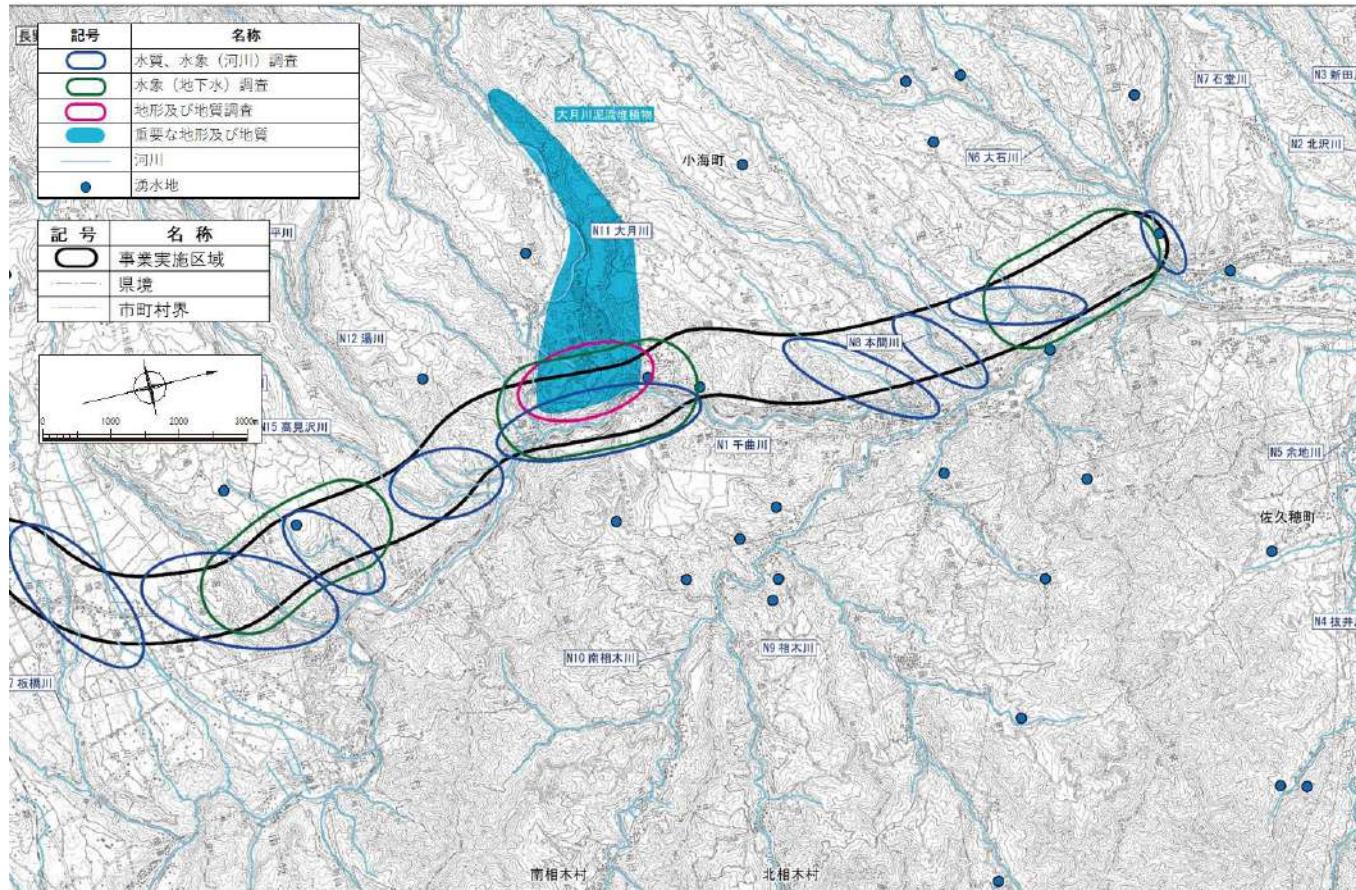
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(6) 調査・予測及び評価の手法【水象（地下水）】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-17

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
水象 (地下水)	水象 (地下水)	地下水の状況、帶水層の地質・水理の状況、湧水の状況、温泉の状況	理論モデルによる計算又は数値シミュレーション等	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



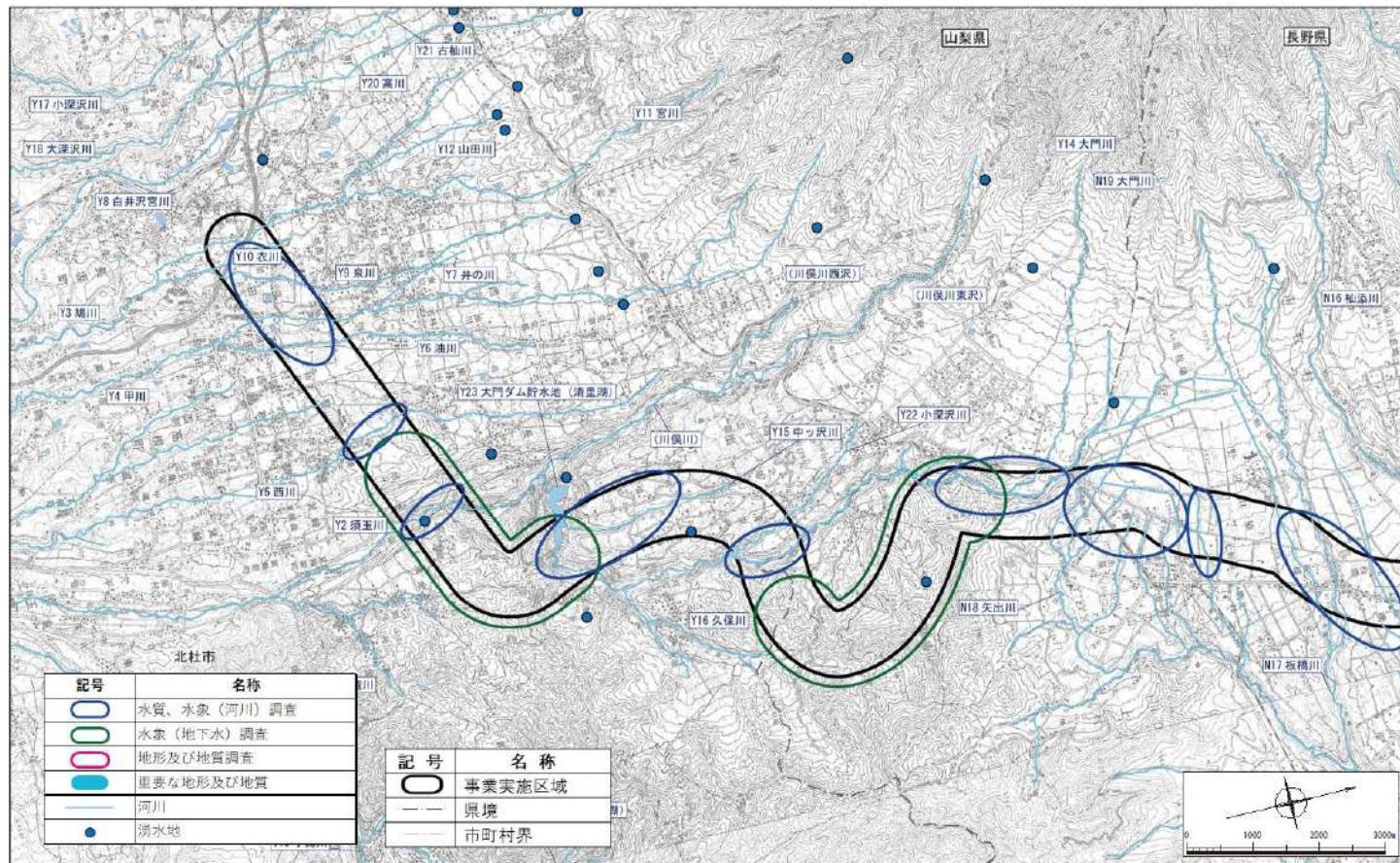
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(7) 調査・予測及び評価の手法【地形及び地質】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8 – 18

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
土壤に係る環境その他の環境	重要な地形及び地質	地形及び地質の概況、重要な地形・地質の分布、状態及び特性、重要な現象（温泉、湧水等）の分布、状態及び特性	事例の引用又は解析による予測 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



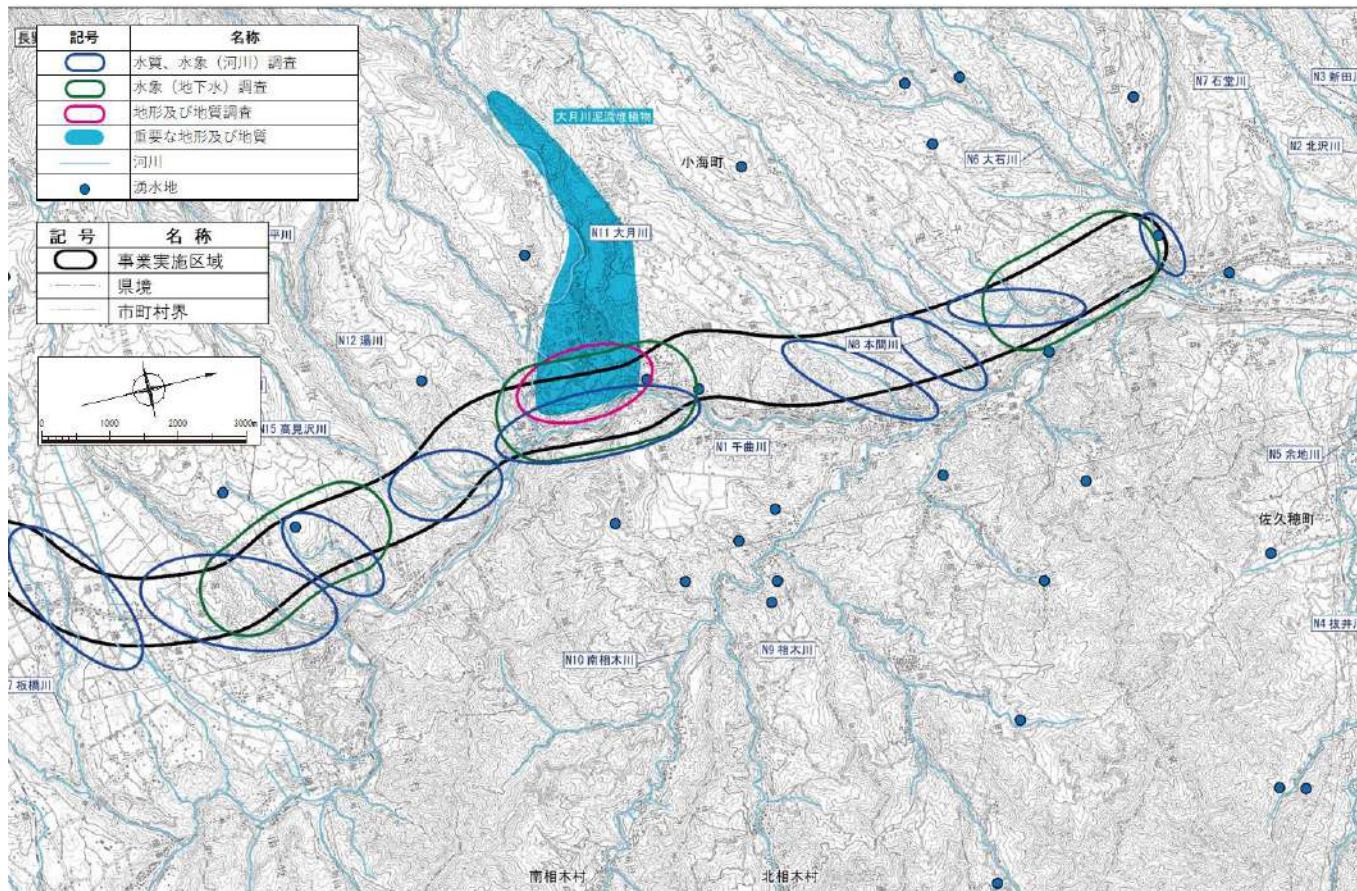
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(7) 調査・予測及び評価の手法【地形及び地質】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-18

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
土壤に係る環境その他の環境	重要な地形及び地質	地形及び地質の概況、重要な地形・地質の分布、状態及び特性、重要な現象（温泉、湧水等）の分布、状態及び特性	事例の引用又は解析による予測 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



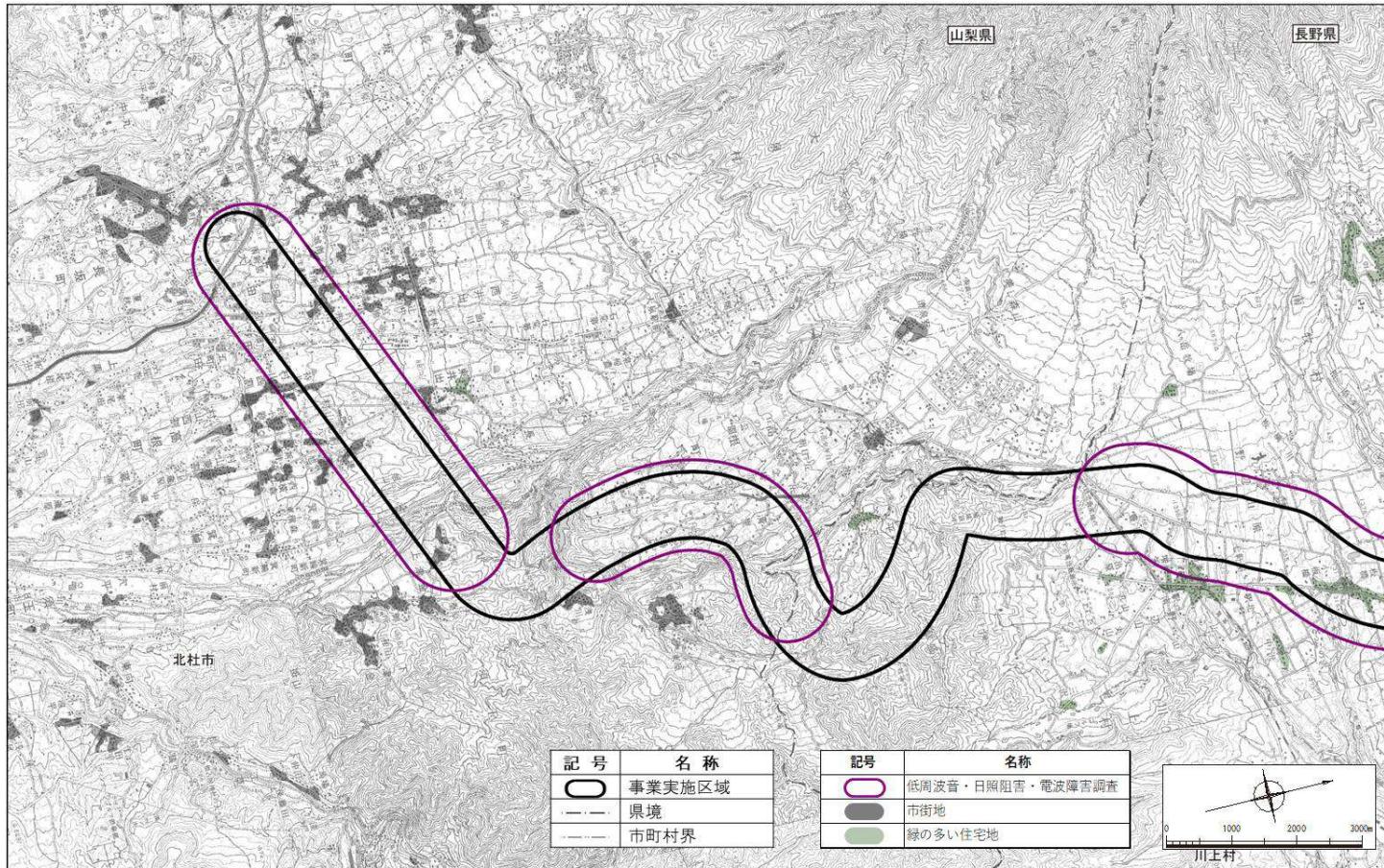
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(8) 調査・予測及び評価の手法【低周波音】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8 – 1 1

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
低周波音	低周波音 住居等の位置	既存調査結果より導かれた 予測式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 技術手法に示される参考となる指標との整合が図られているか否か について評価



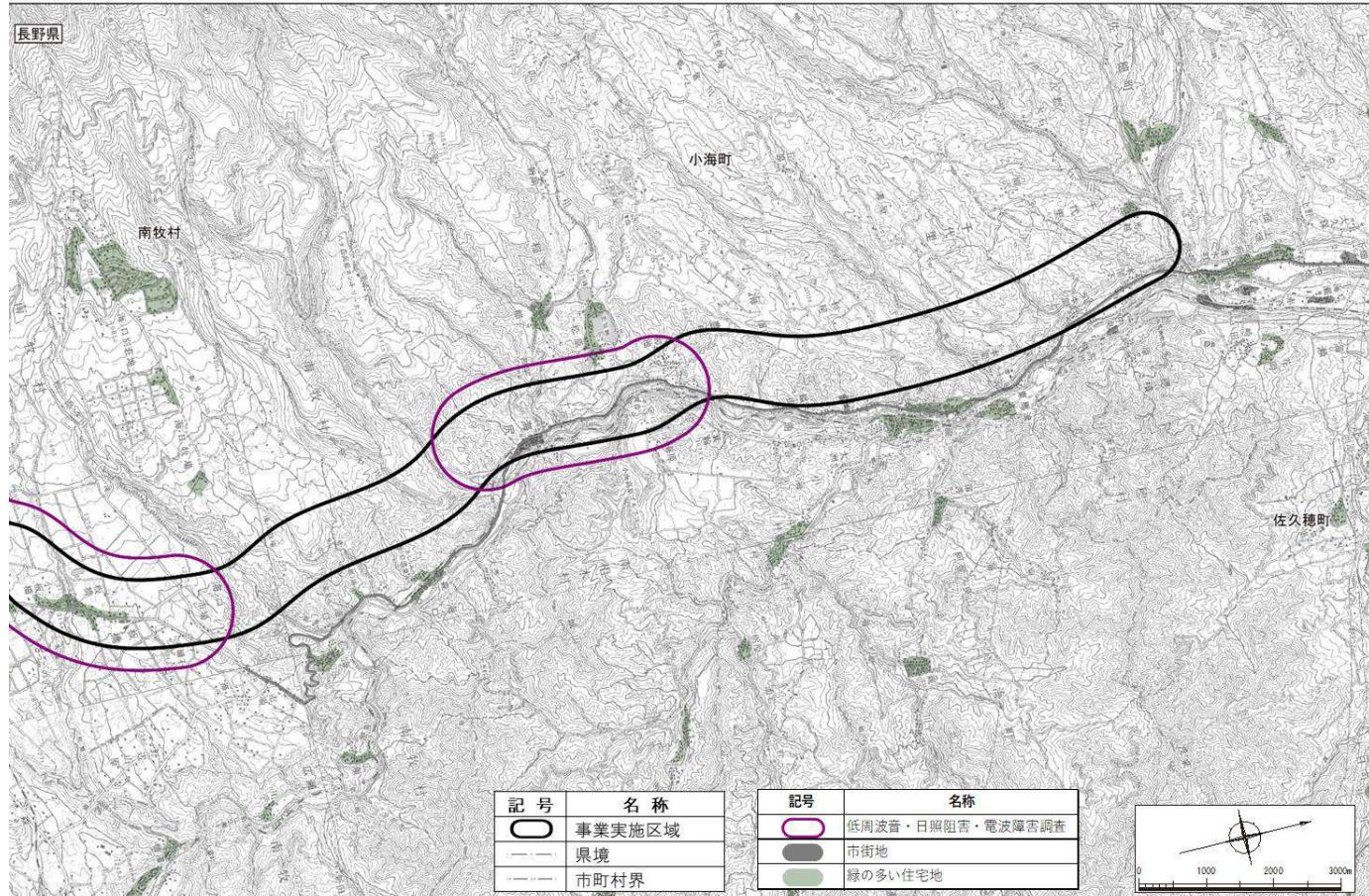
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(8) 調査・予測及び評価の手法【低周波音】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8 – 1 1

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
低周波音	低周波音 住居等の位置	既存調査結果より導かれた 予測式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 技術手法に示される参考となる指標との整合が図られているか否か について評価



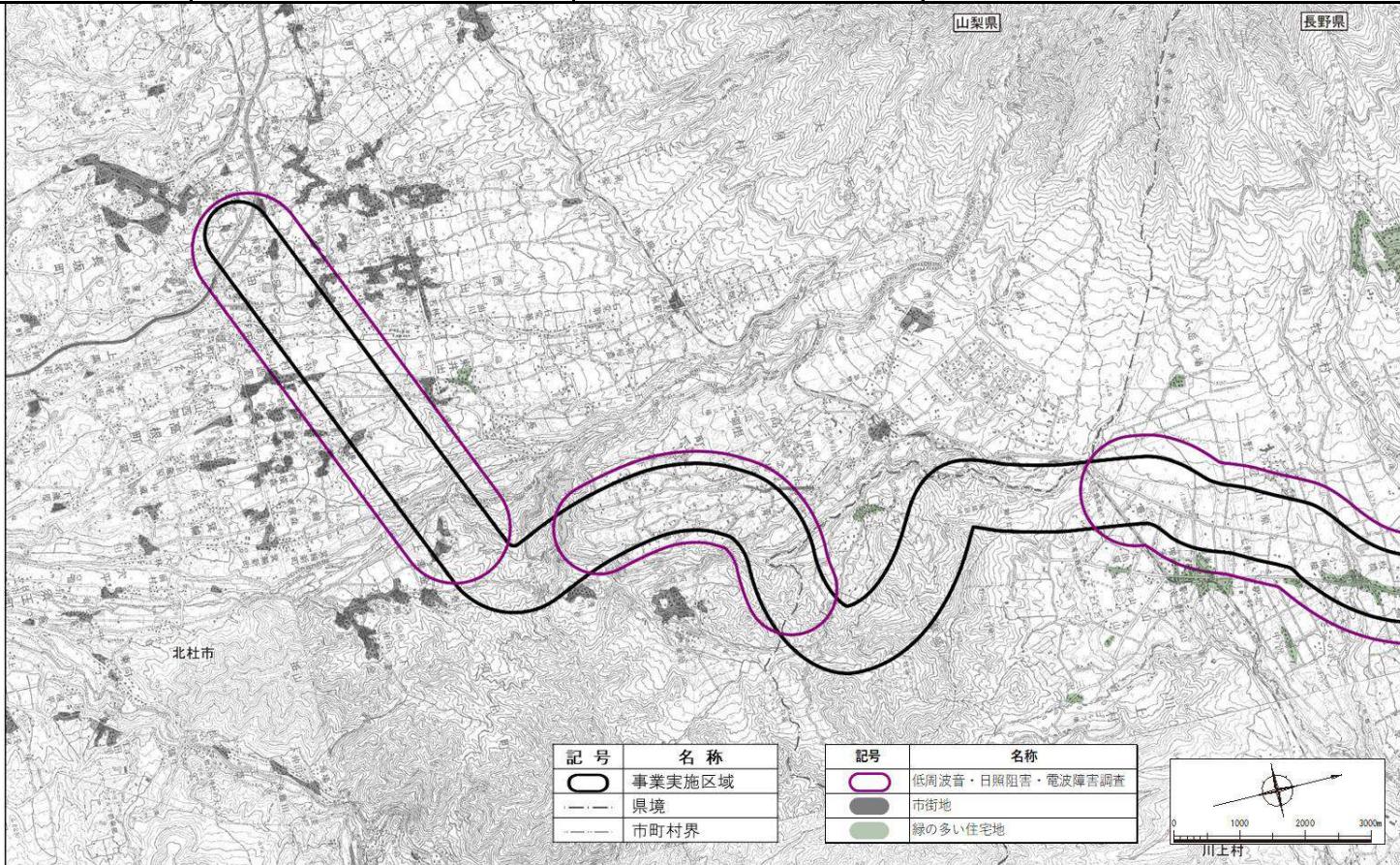
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(9) 調査・予測及び評価の手法【日照阻害】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8 – 19

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
土壤に係る環境その他の環境	日照阻害	土地利用の状況、地形の状況	等時間の日影線を描いた日影図により予測する方法 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 技術手法に示される参考となる指標との整合が図られているか否かについて評価



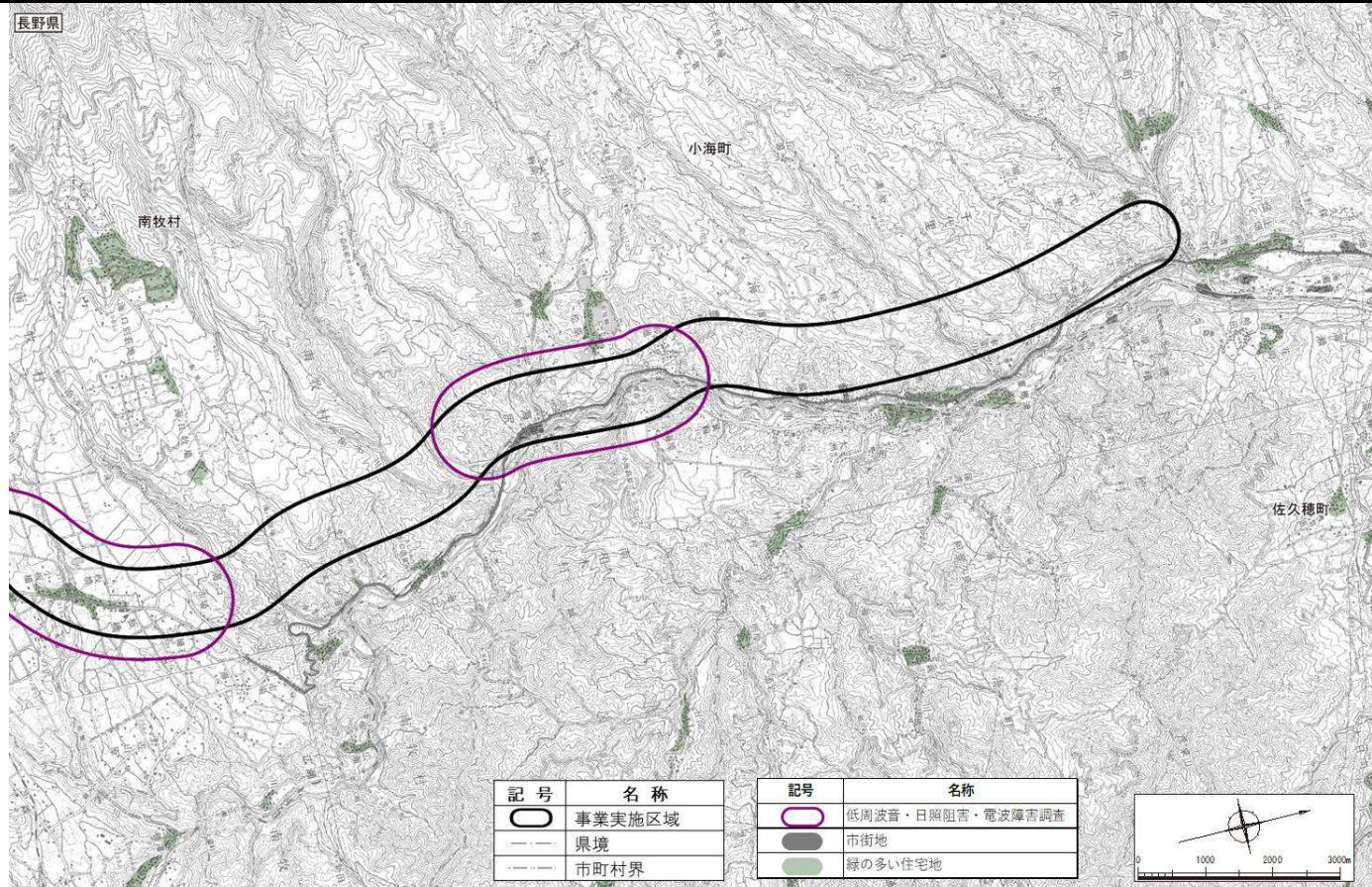
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(9) 調査・予測及び評価の手法【日照阻害】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-19

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
土壤に係る環境その他の環境 日照阻害	土地利用の状況、地形の状況	等時間の日影線を描いた日影図により予測する方法	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 技術手法に示される参考となる指標との整合が図られているか否かについて評価



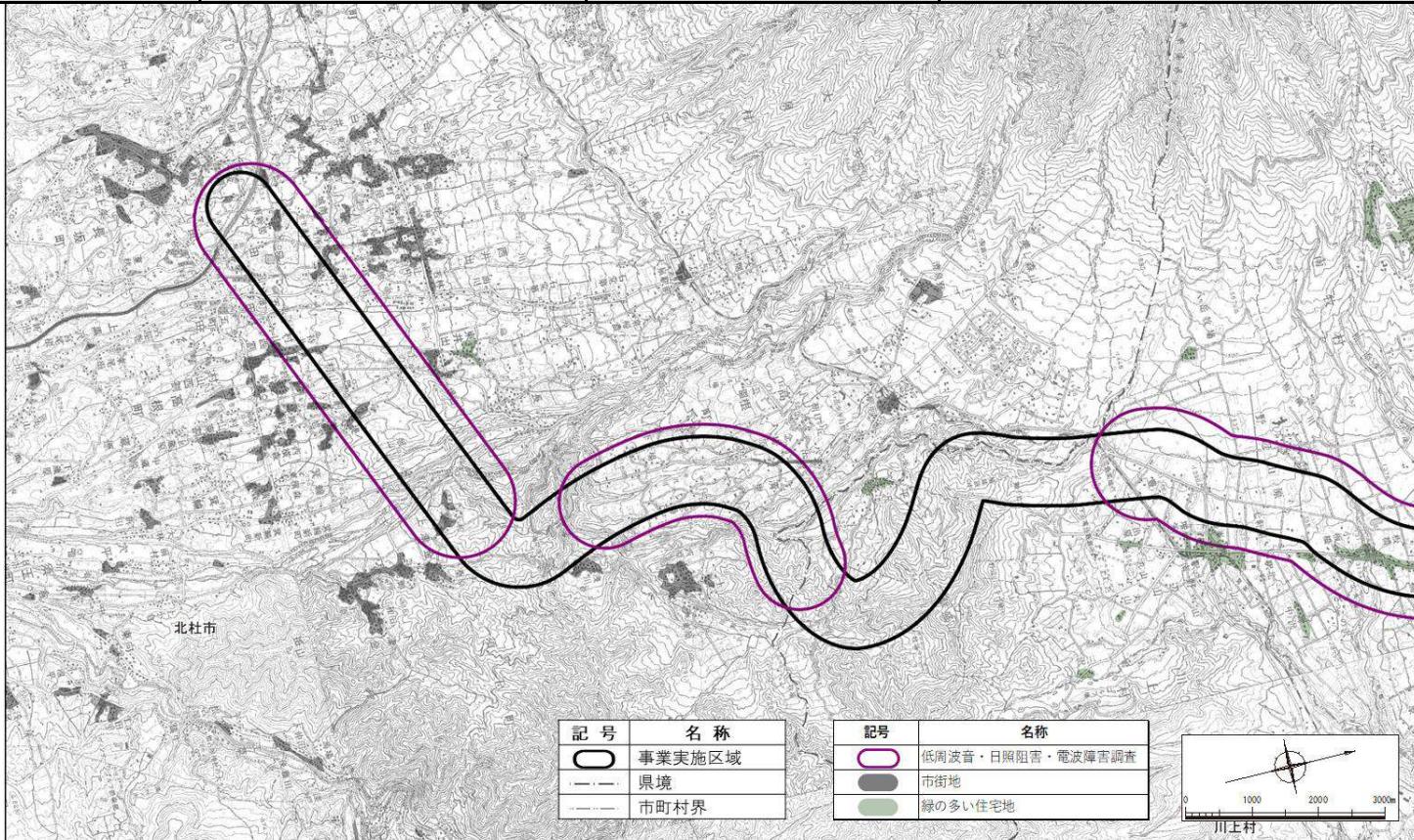
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(10) 調査・予測及び評価の手法【電波障害】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8-20

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
その他の環境要素 電波障害	テレビ電波（地上デジタル波を含む）の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住居等の分布状況、地形の状況	日本CATV技術協会が示す電波障害予測計算式による予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



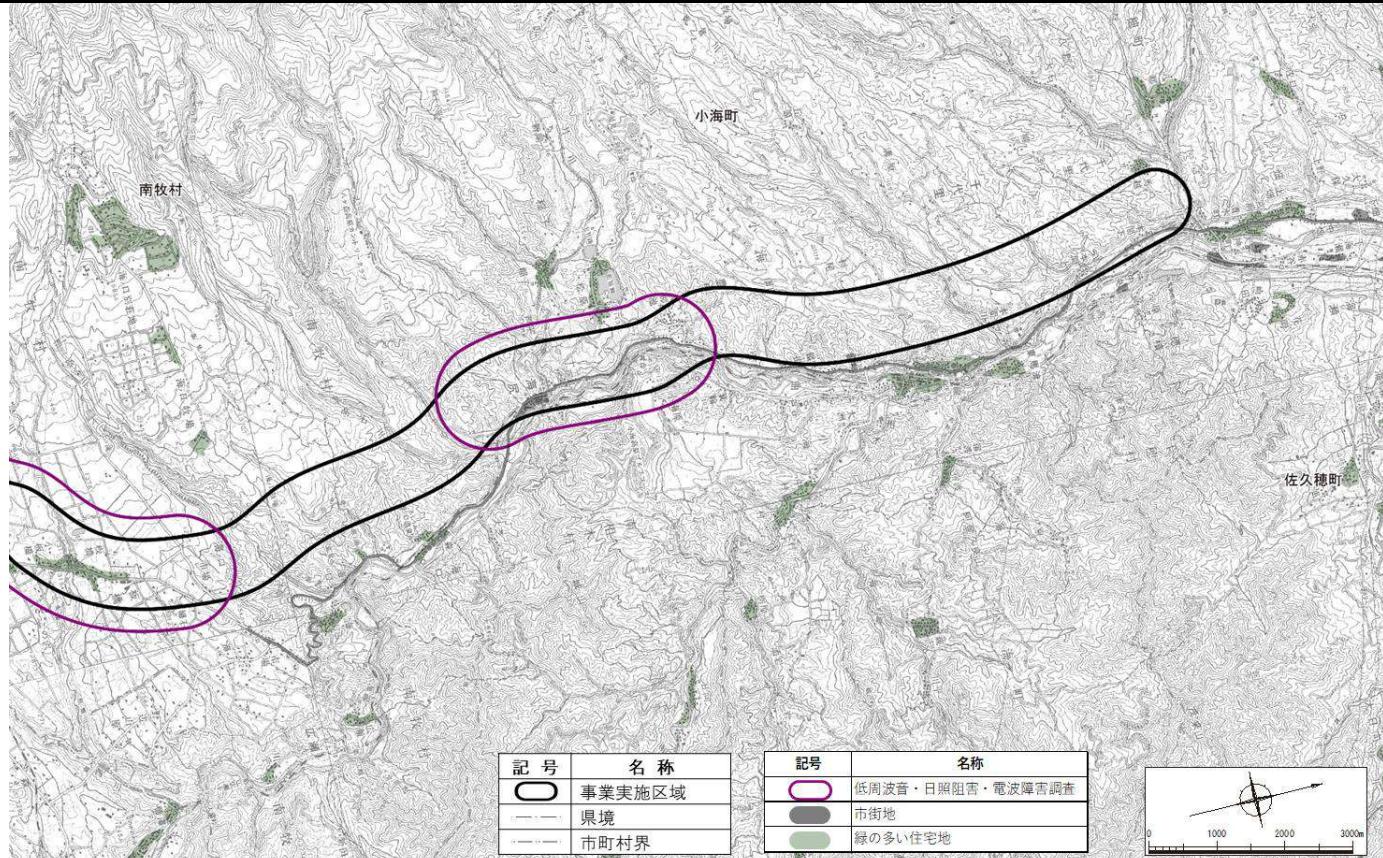
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(10) 調査・予測及び評価の手法【電波障害】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-20

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
その他の環境要素 電波障害	テレビ電波（地上デジタル波を含む）の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住居等の分布状況、地形の状況	日本CATV技術協会が示す電波障害予測計算式による予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



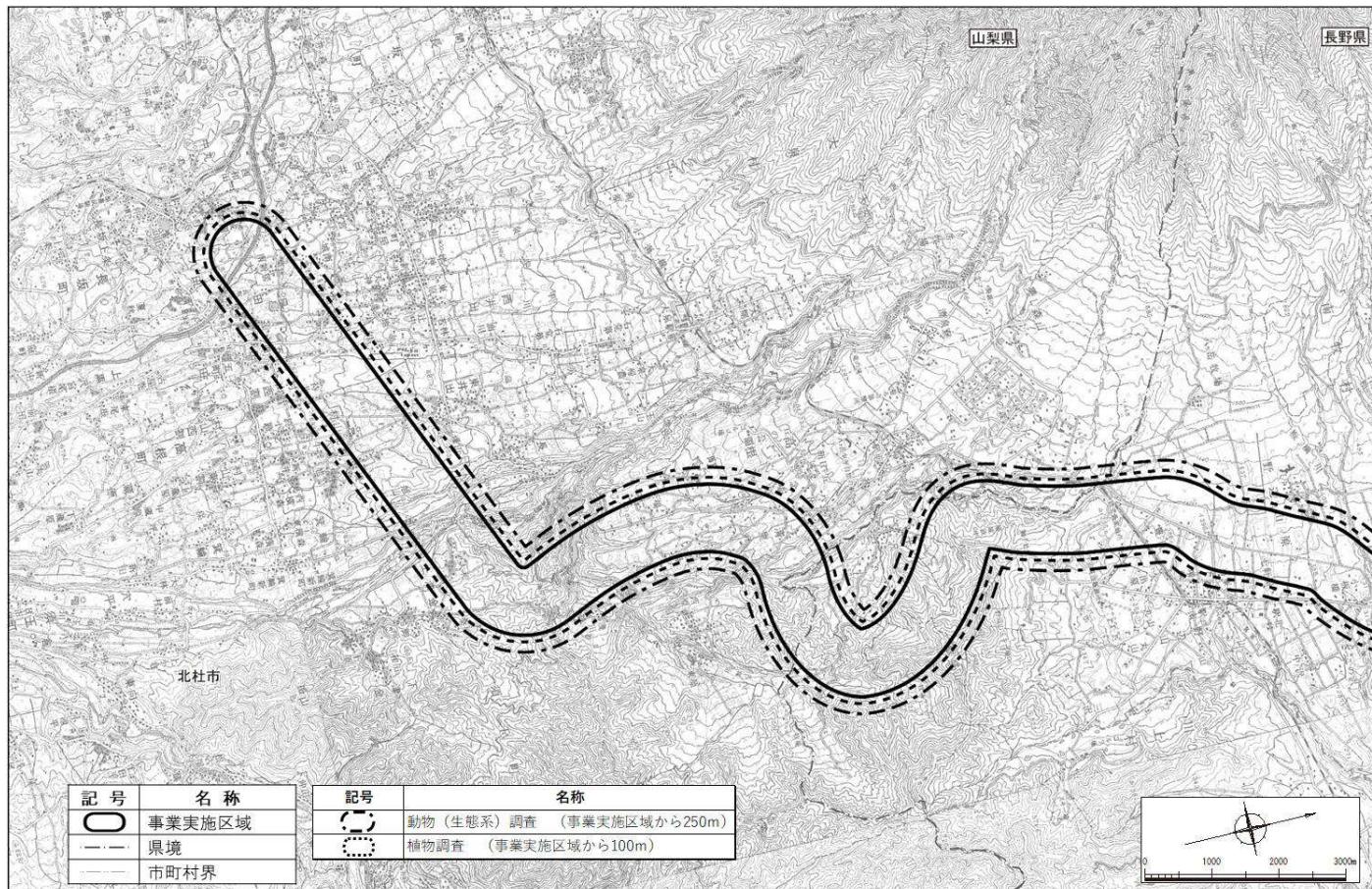
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(11) 調査・予測及び評価の手法【動物】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8-21

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物相の状況、重要な種等の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



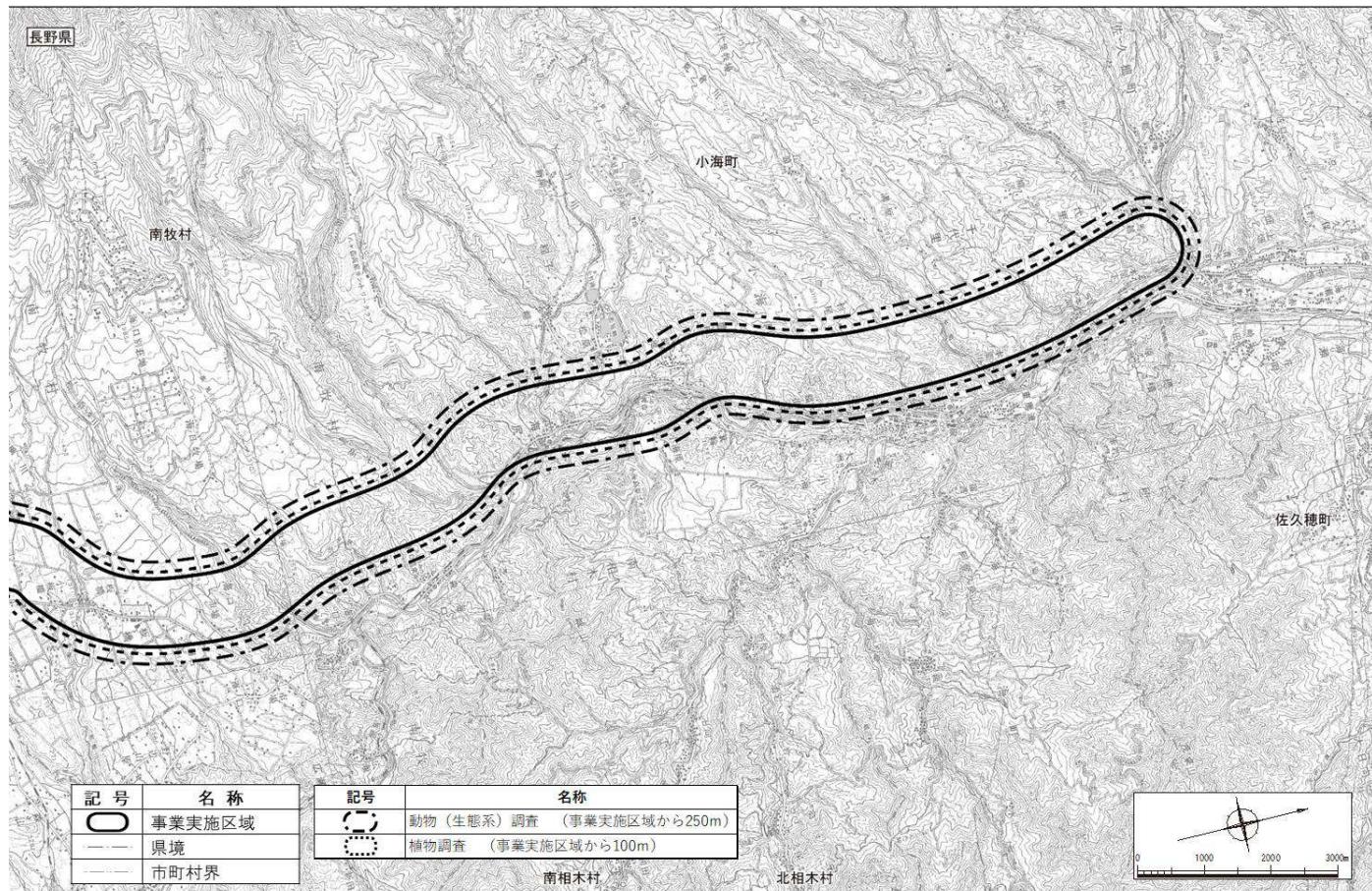
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(11) 調査・予測及び評価の手法【動物】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-21

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物相の状況、重要な種等の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



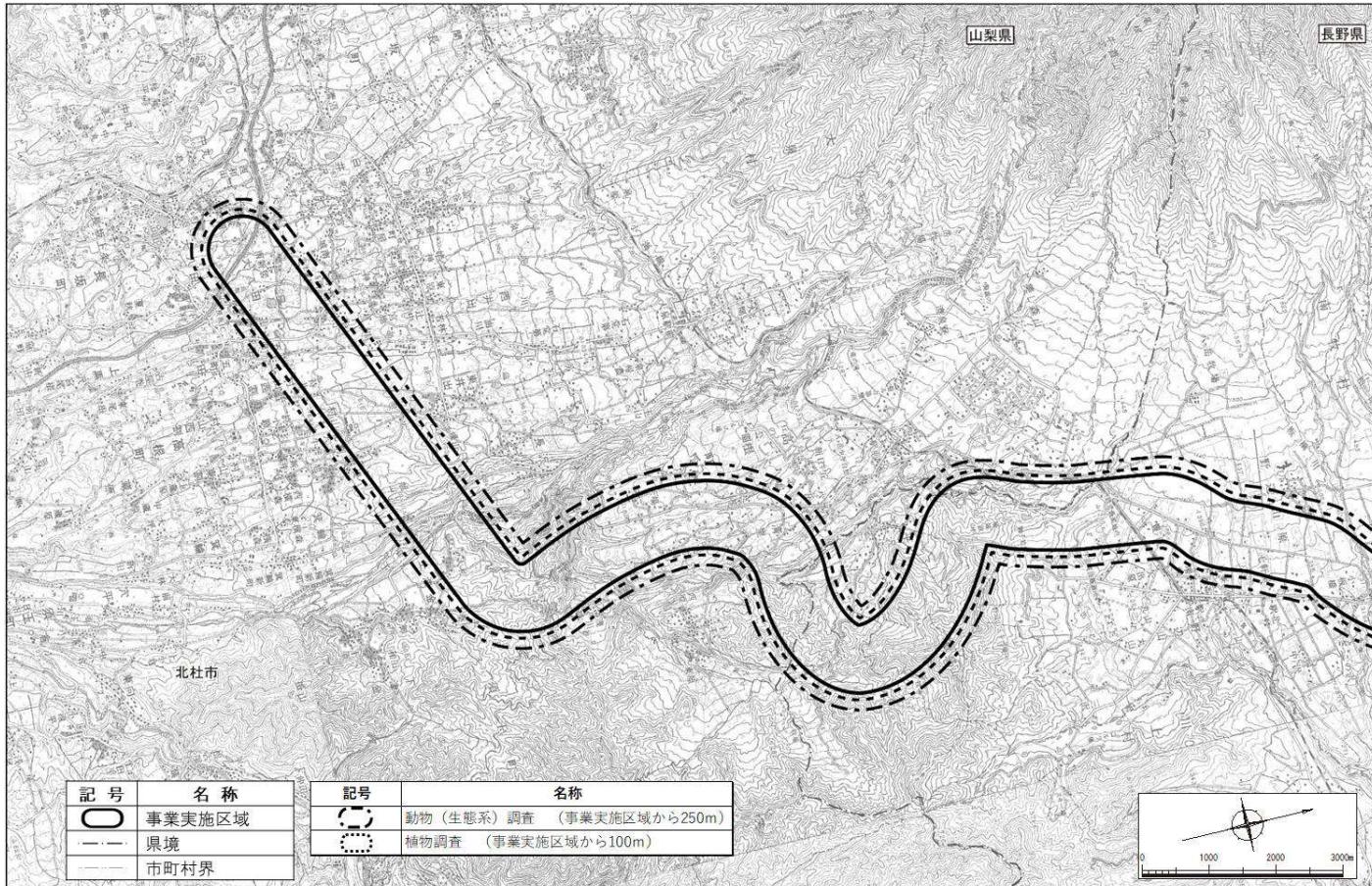
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(12) 調査・予測及び評価の手法【植物】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8-22

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
植物	重要な種及び群落	植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



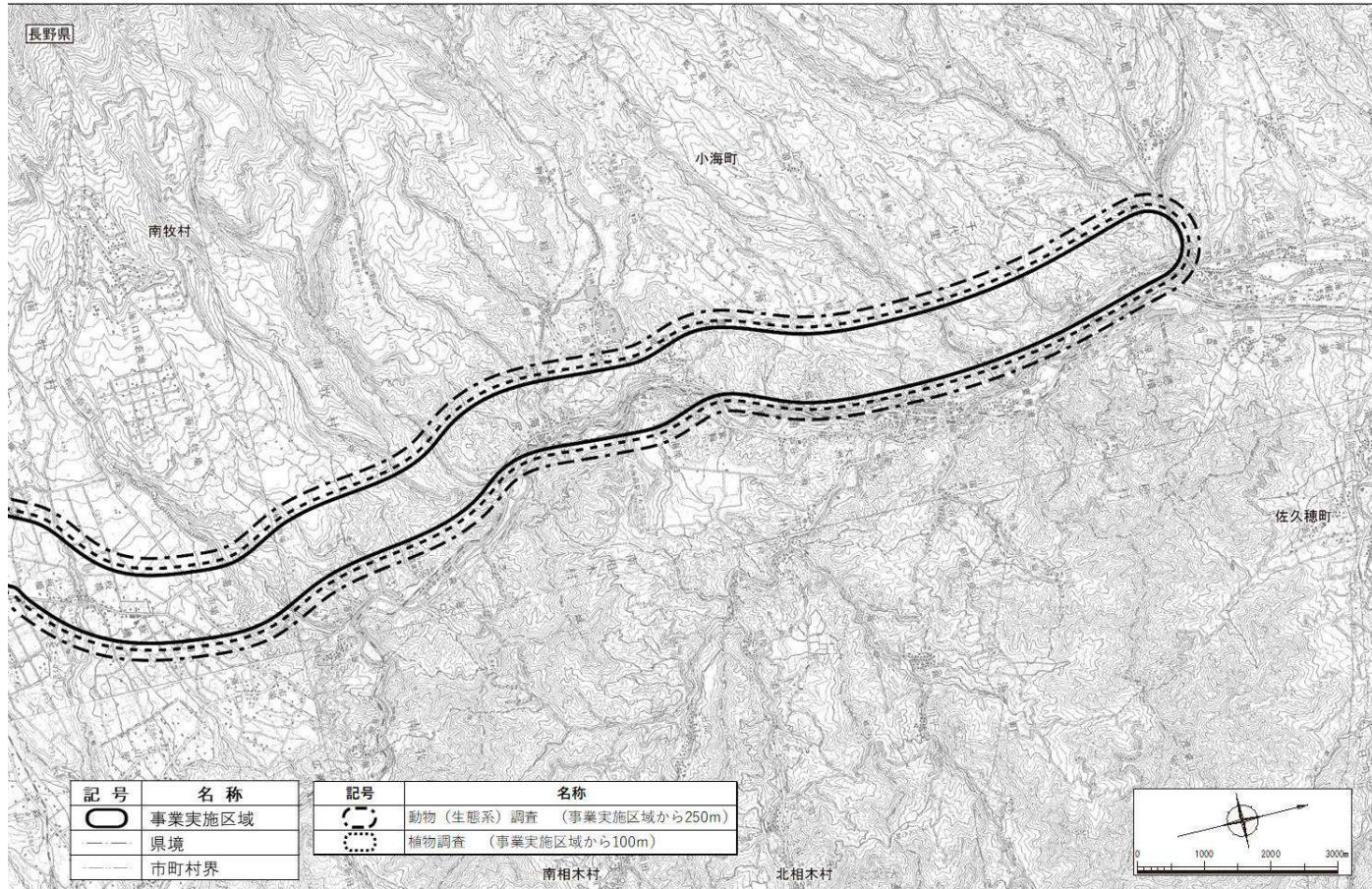
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(12) 調査・予測及び評価の手法【植物】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-22

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
植物 重要な種及び群落	植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



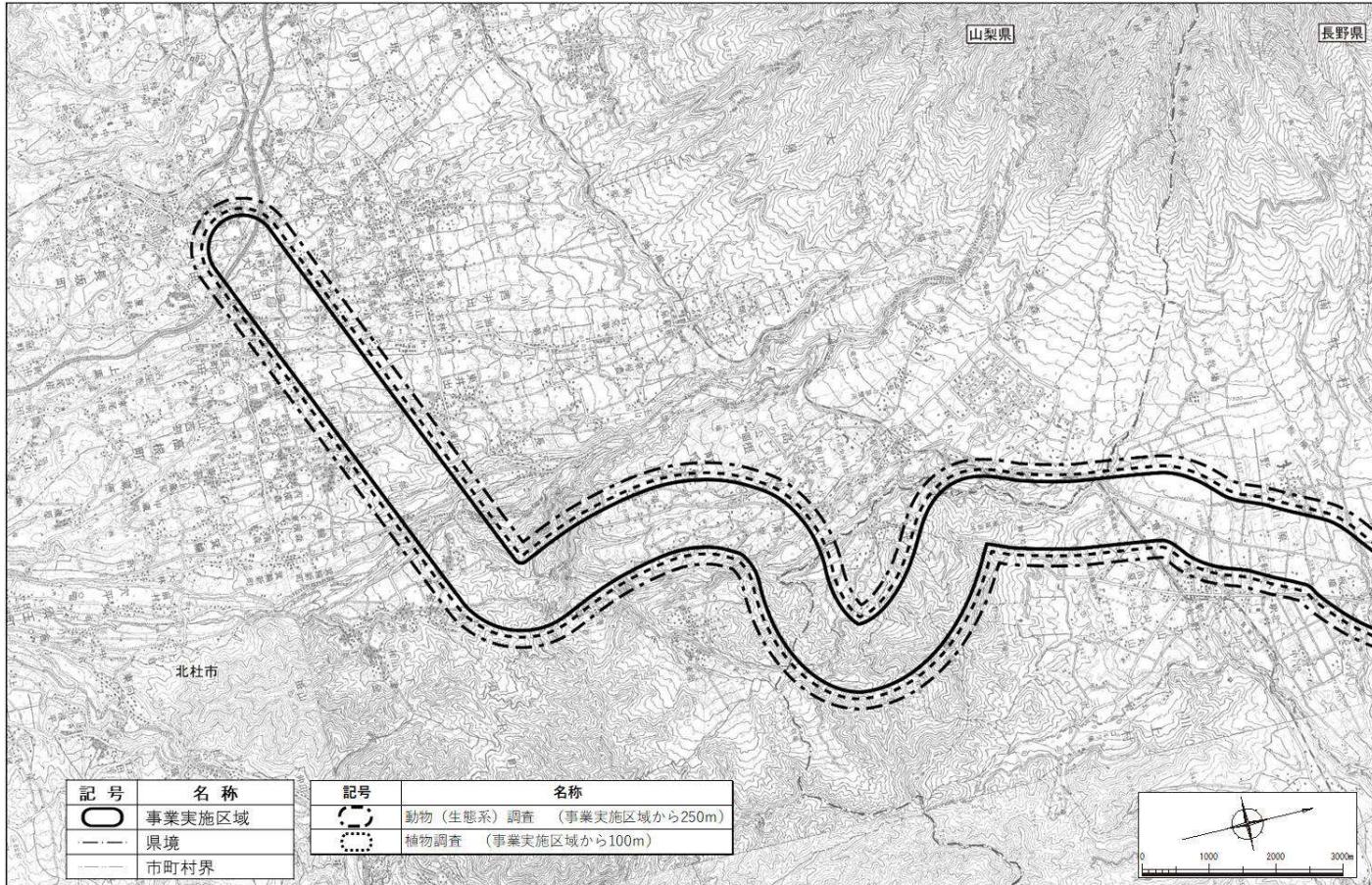
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(13) 調査・予測及び評価の手法【生態系】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8-23

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	動物種その他の自然環境に関する概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



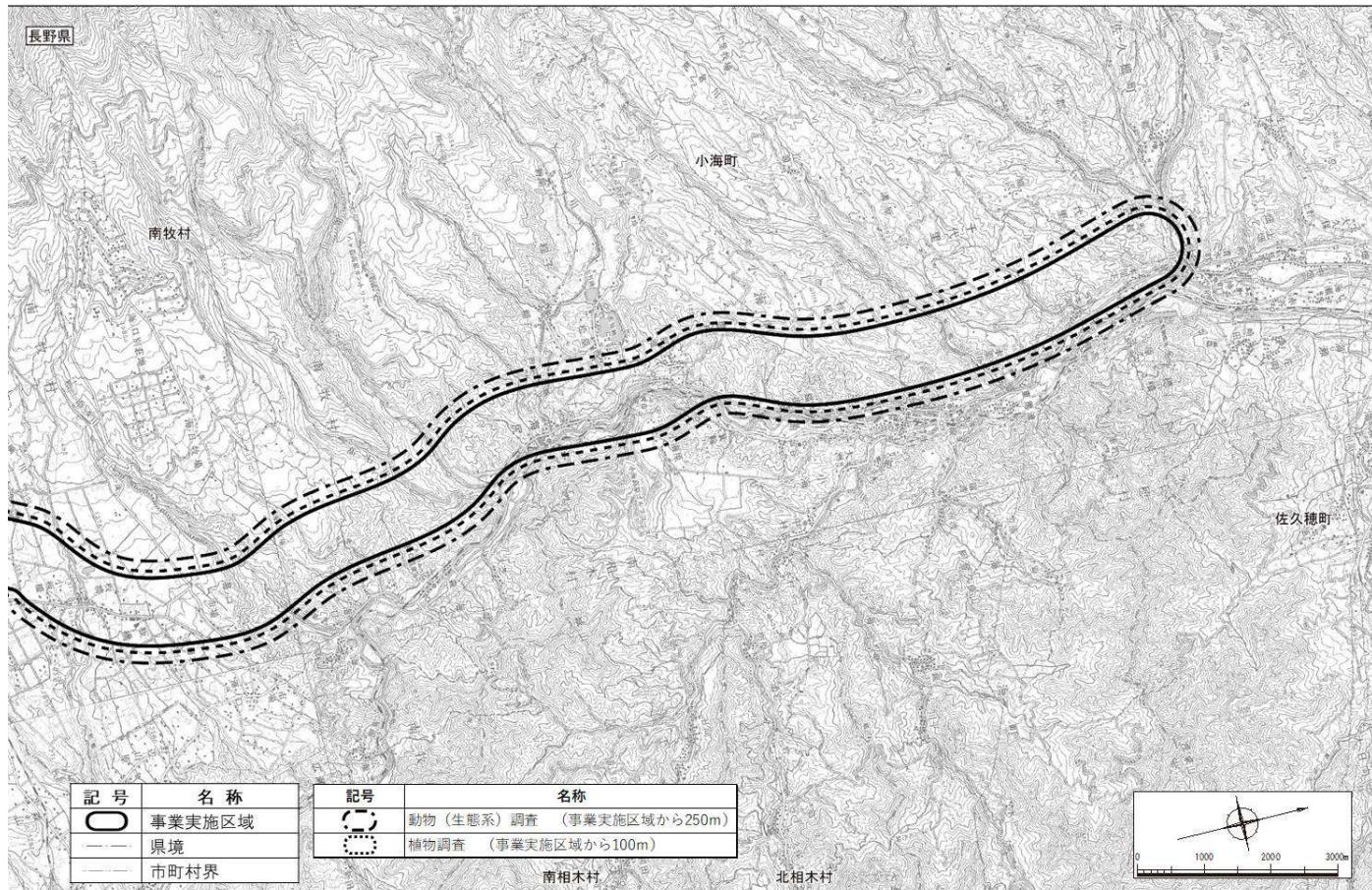
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(13) 調査・予測及び評価の手法【生態系】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-23

調査項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
生態系	地域を特徴づける生態系	動物種その他の自然環境に関する概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



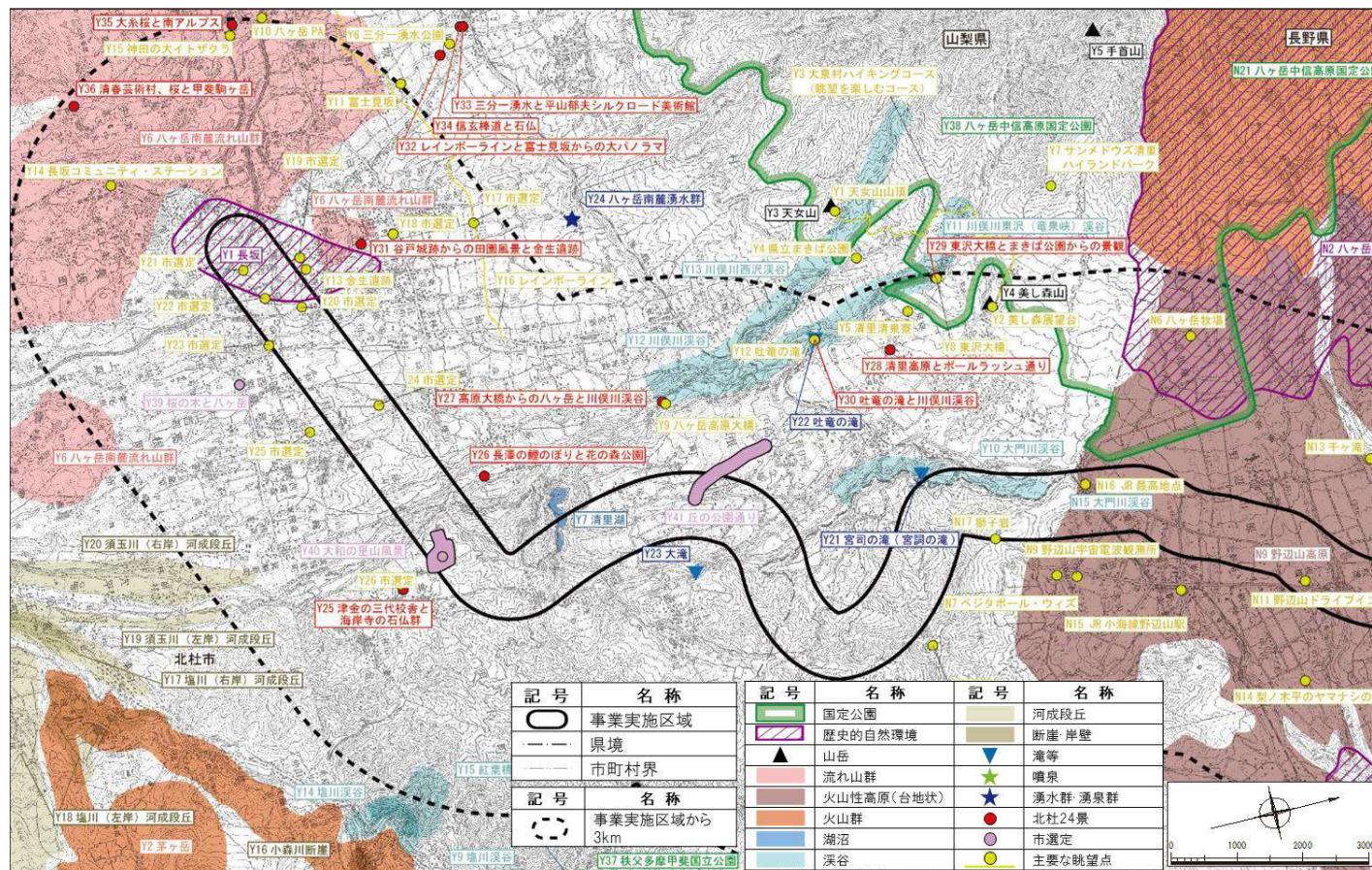
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(14) 調査・予測及び評価の手法【景観】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8 - 24

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況	図上解析、フォトモンタージュ法等による視覚的な表現方法 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



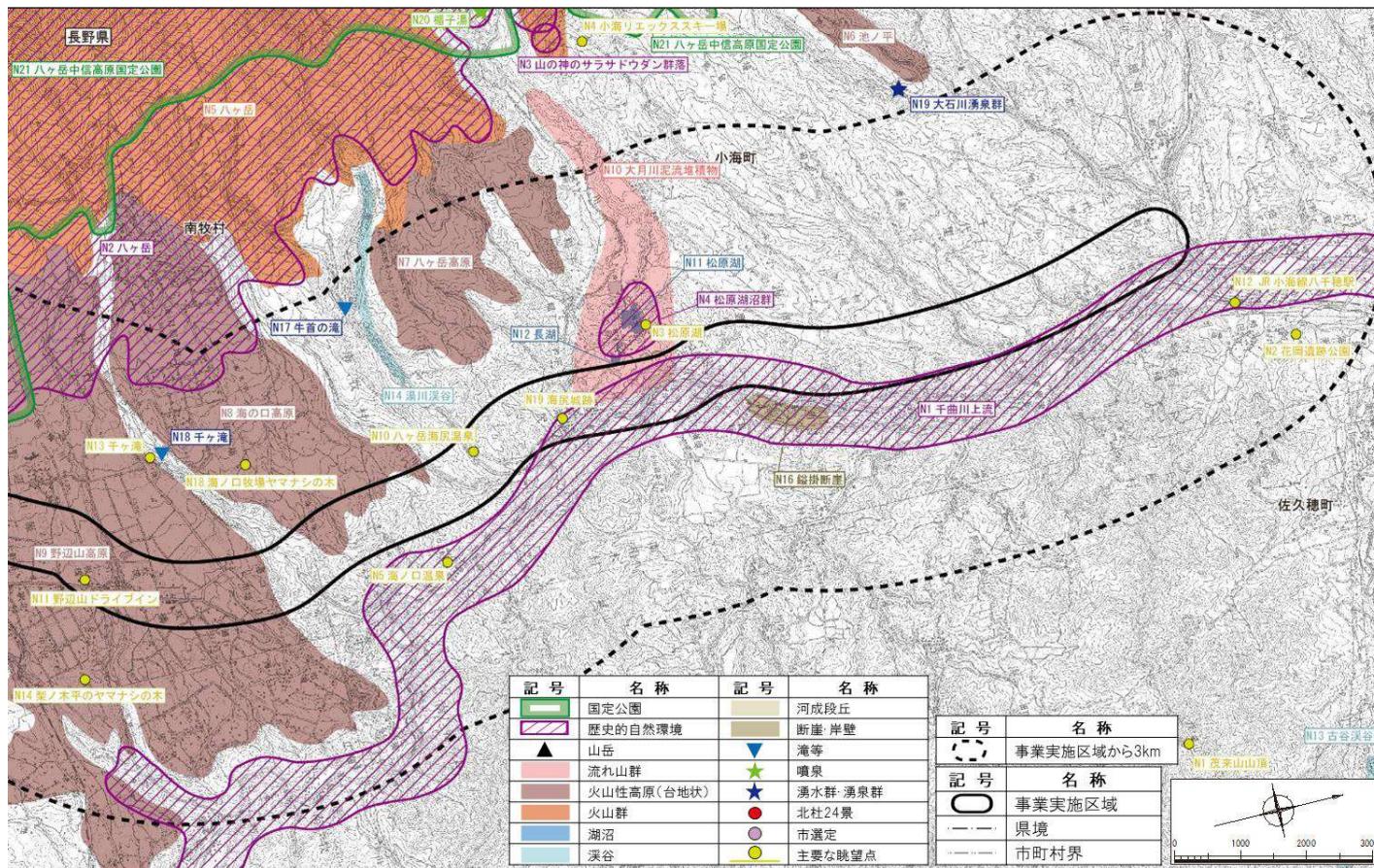
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(14) 調査・予測及び評価の手法【景観】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8 - 24

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況	図上解析、フォトモニタージュ法等による視覚的な表現方法 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



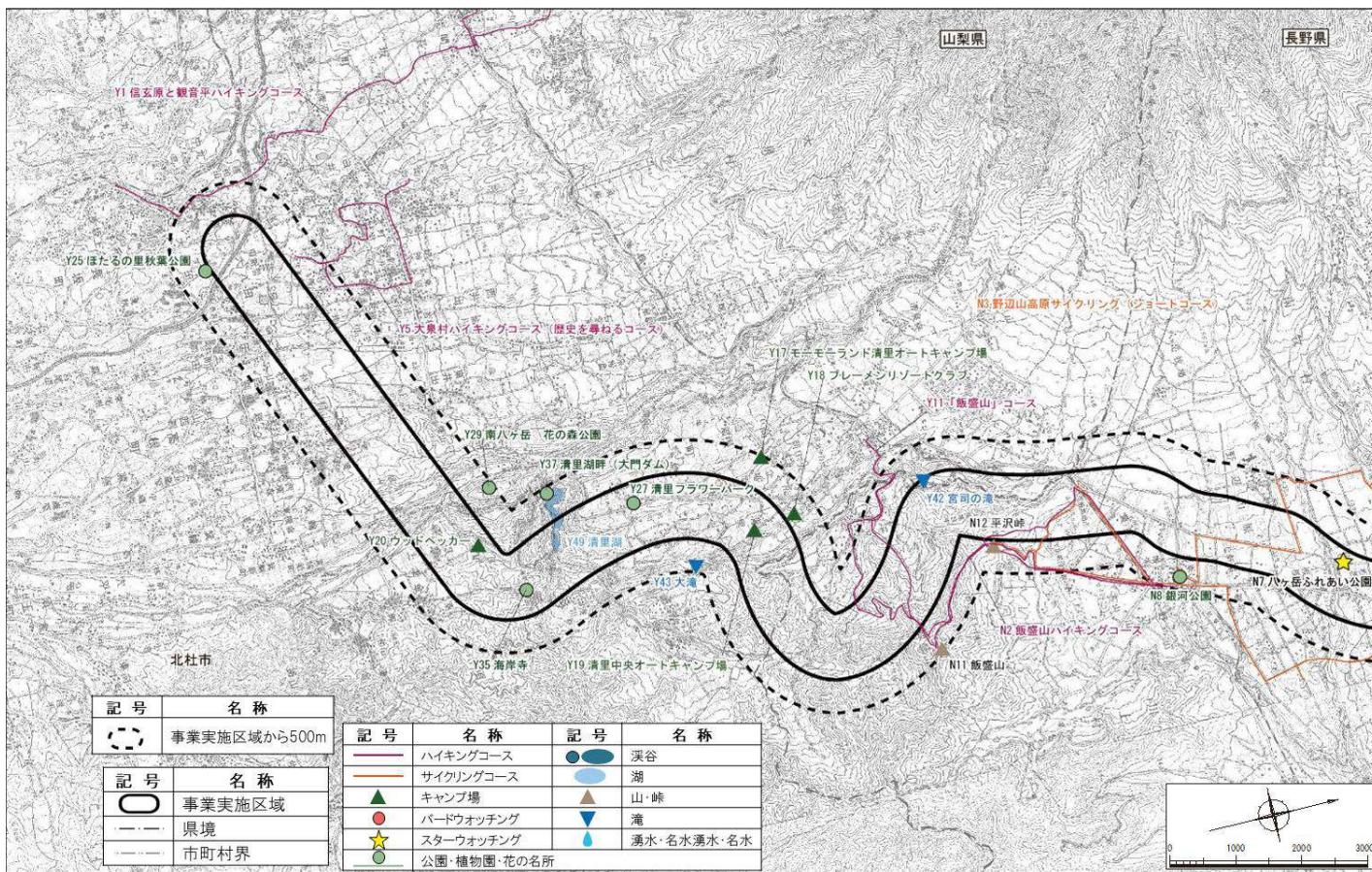
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(15) 調査・予測及び評価の手法【人と自然との触れ合いの活動の場】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8 – 25

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との 触れ合い の活動の場	主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場	触れ合いの活動の場の概況、 主要な触れ合いの活動の場の 分布、利用の状況及び利用環 境の状況	図上解析、類似事例等を参 考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



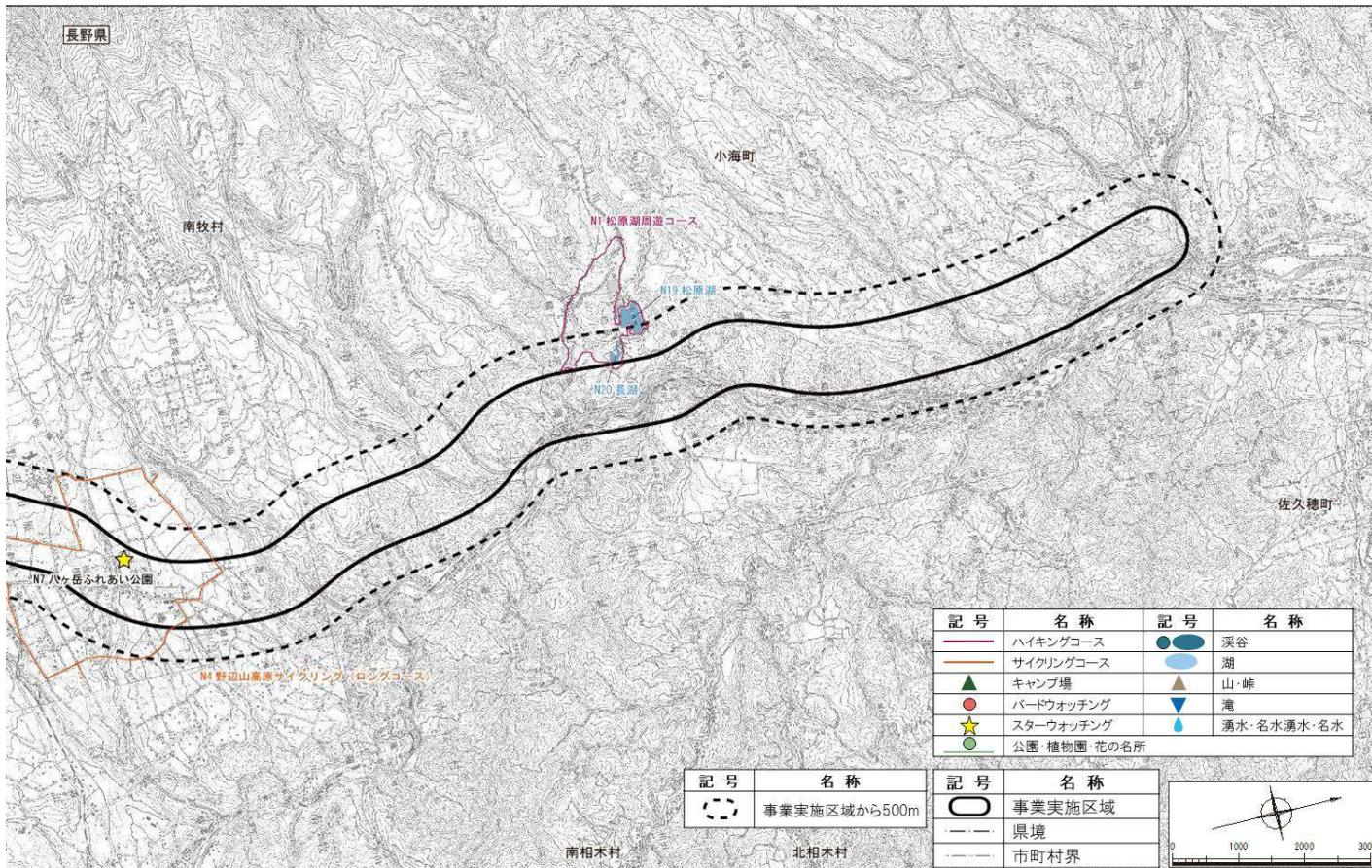
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(15) 調査・予測及び評価の手法【人と自然との触れ合いの活動の場】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8－25

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との 触れ合い の活動の場	主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場	触れ合いの活動の場の概況、 主要な触れ合いの活動の場の 分布、利用の状況及び利用環 境の状況	図上解析、類似事例等を参 考に予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



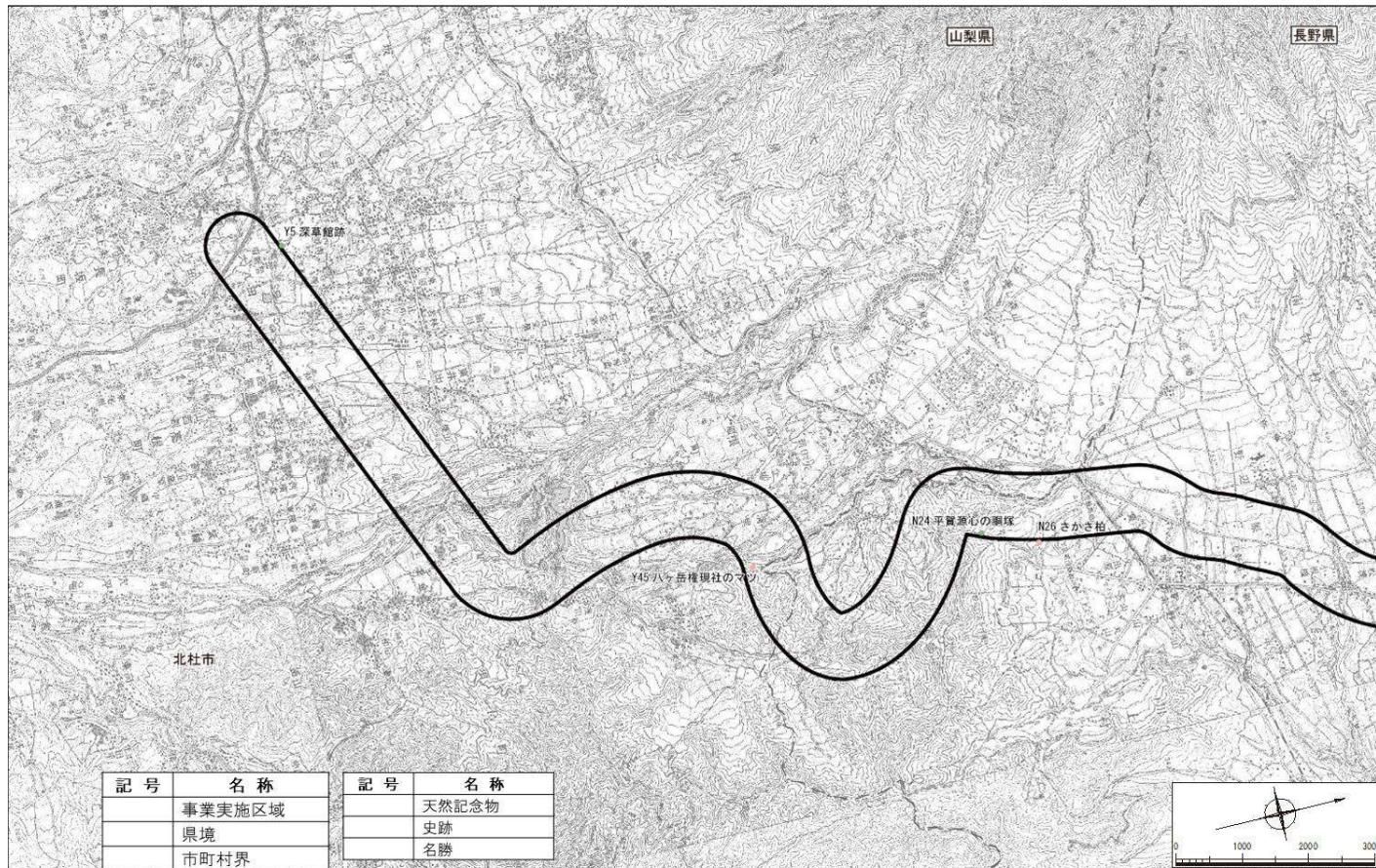
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の 項目並びに調査、予測及び評価の手法

(16) 調査・予測及び評価の手法【文化財】 山梨県北杜市及び長野県南牧村付近

方法書 P.8-26

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
文化財 有形文化財・埋蔵文化財	文化財の状況（文化財の種類・位置及びその概要）	図上解析、類似事例の引用又は解析による予測	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



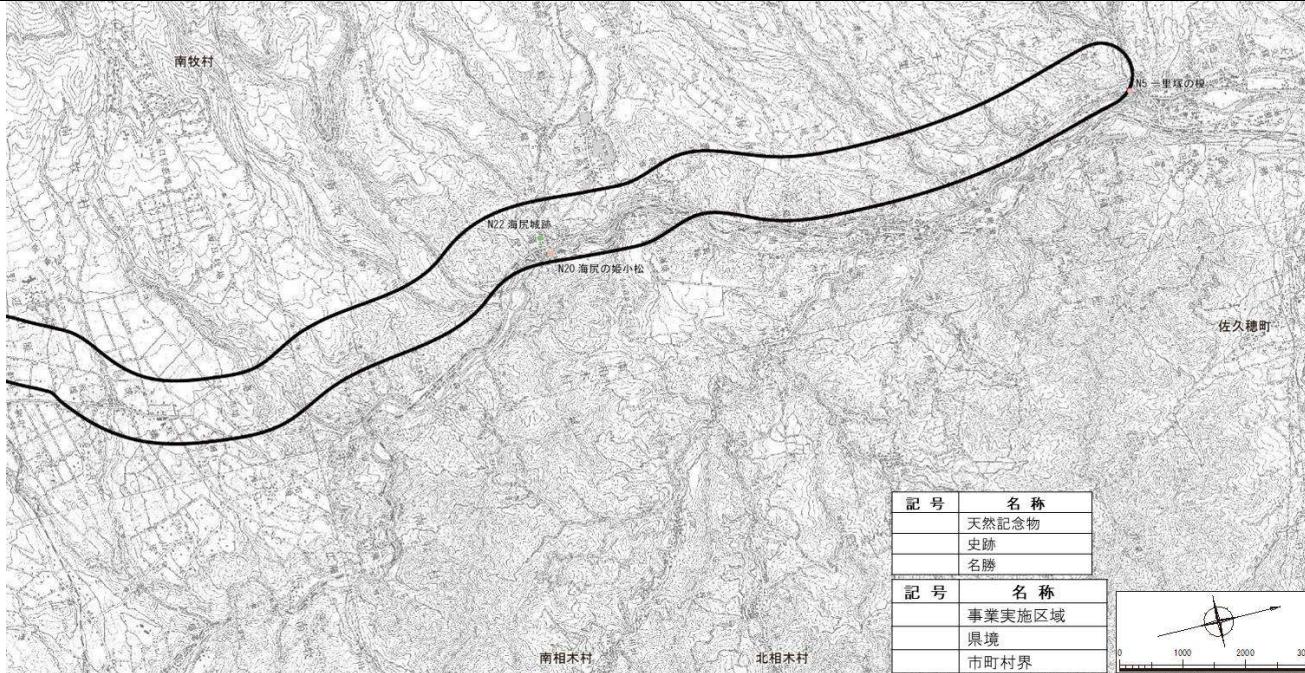
5. 手法の選定

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(16) 調査・予測及び評価の手法【文化財】 長野県南牧村、小海町及び佐久穂町付近

方法書 P.8-26

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
文化財	有形文化財・埋蔵文化財	文化財の状況（文化財の種類・位置及びその概要）	図上解析、類似事例の引用又は解析による予測 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価



(17) 調査・予測及び評価の手法【廃棄物等】

方法書 P.8-27

調査項目	調査の手法	予測の手法	評価の手法
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	廃棄物等の種類ごとの発生・処分の状況 ※文献調査のみ	建設工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び最終処分量を予測 環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価